

**投資信託説明書
(請求目論見書)**

使用開始日 2025.1.21

**ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド
＜限定為替ヘッジあり＞(毎月決算型)／(年2回決算型)
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド
＜為替ヘッジなし＞(毎月決算型)／(年2回決算型)**

追加型投信／内外／債券

この目論見書により行う「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞(毎月決算型)／(年2回決算型)」、「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞(毎月決算型)／(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月20日に関東財務局長に提出しており、2025年1月21日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

投資と安定は無縁のものだと思いませんか？

投資において、安定した運用を求める方も多いかと思います。
では、資産運用における安定とはなんのでしょうか？

株式市場の激しい値動きと比較して、
リターンも穏やかな分、値動きが安定していること、
リスクはあるものの、低金利が続いている環境下において、
預金や国債よりも利回りが確保できていることなどが考えられるでしょう。
今回、私たちがご用意したのは、そのどちらの実現もめざす投資信託です。

世界的な債券運用に強みをもつ資産運用会社ピムコの運用戦略を通して、
価格の下落リスクの低減と魅力的な利回りをめざす商品を提供いたします。

あなたの資産運用において、当ファンドが一助となれば幸いです。

2017年9月

三菱UFJアセットマネジメント

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	2
（6）【申込単位】	2
（7）【申込期間】	2
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	59
第3【ファンドの経理状況】	66
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	102
第三部【委託会社等の情報】	103
第1【委託会社等の概況】	103
約款	149

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)

(以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。)

なお、ファンドの名称について、正式名称ではなく略称または総称で記載する場合があります。

正式名称	略称	総称
ピムコ・インカム・ストラテジー・ ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	限定為替ヘッジあり (毎月決算型)	インカム・ストラテジー・ ファンド <限定為替ヘッジあり>
ピムコ・インカム・ストラテジー・ ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	限定為替ヘッジあり (年2回決算型)	
ピムコ・インカム・ストラテジー・ ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	為替ヘッジなし (毎月決算型)	インカム・ストラテジー・ ファンド <為替ヘッジなし>
ピムコ・インカム・ストラテジー・ ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	為替ヘッジなし (年2回決算型)	

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2025 年 1 月 21 日から 2026 年 1 月 19 日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000 億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
		その他資産 ()	E T F	
	内外	資産複合		

属性区分表

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (限定ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株	年2回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
中小型株	年4回				その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
債券	年6回					
一般	年12回 (毎月)					
公債	日々					
社債	その他 ()					
その他債券						
クレジット						
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))						
資産複合 ()						

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	(限定ヘッジ)		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				その他
属性		(中東)				()
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一般))						
資産複合						
()						

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				その他
属性		(中東)				()
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一般))						
資産複合						
()						

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				その他
属性		(中東)				()
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一般))						
資産複合						
()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨

		の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB 格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB 格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 1 回		信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。

	年 6 回（隔月）	信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）	信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	T O P I X	信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組

		みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

世界(新興国を含みます。)の幅広い種類の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等が主要投資対象です。

- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- ・ファンドの主な投資対象は以下のとおりです。

国債

政府機関債

社債

モーゲージ証券

資産担保証券

バンクローン

ただし、ハイイールド債券や転換社債などにも投資を行う場合があります。

- ・経済環境等に応じ、ピムコの判断において各債券への投資比率を機動的に変更します。

■ モーゲージ証券とは住宅ローン等の債権を担保として、資産担保証券はカード・自動車ローン等のローン債権を担保として発行された証券のことをいいます。

■ バンクローンとは、銀行等の金融機関が主に投資適格未済の事業会社等に対して行う貸付債権(ローン)のことをいいます。

！ 派生商品については金利スワップ取引等に投資を行います。

！ 上記の債券が組入れられない場合や、上記以外の債券が組入れられる場合があります。

！ モーゲージ証券等は、金利が低下した場合、一般的に期限前償還が増加する傾向にあります。

特色

2

投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコが運用する円建外国投資信託(世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資)への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
- ピムコ(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

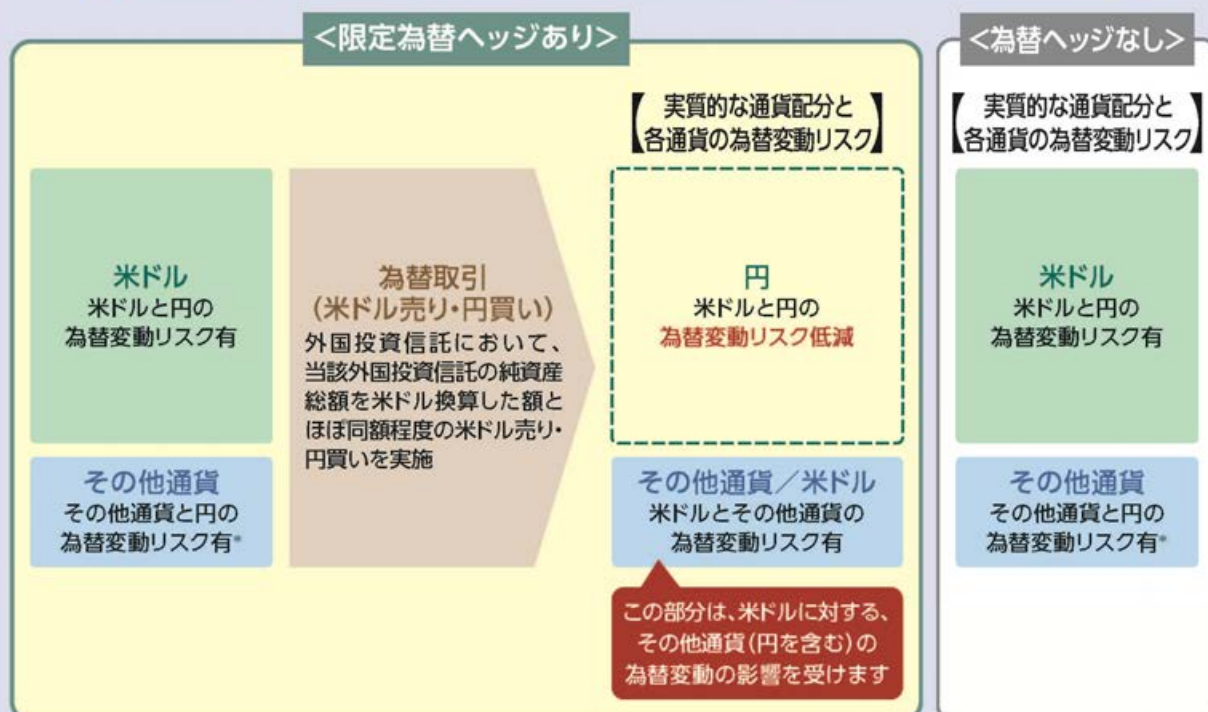
！ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。



「インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>」と「インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>」の2つがあります。

- 「インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>」は、原則として投資する外国投資信託において、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。
 - ◆ 実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、実質的な組入外貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
 - ◆ 為替取引を行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
- 「インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>」は、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

<限定為替ヘッジあり>と<為替ヘッジなし>の為替変動リスクのイメージ図

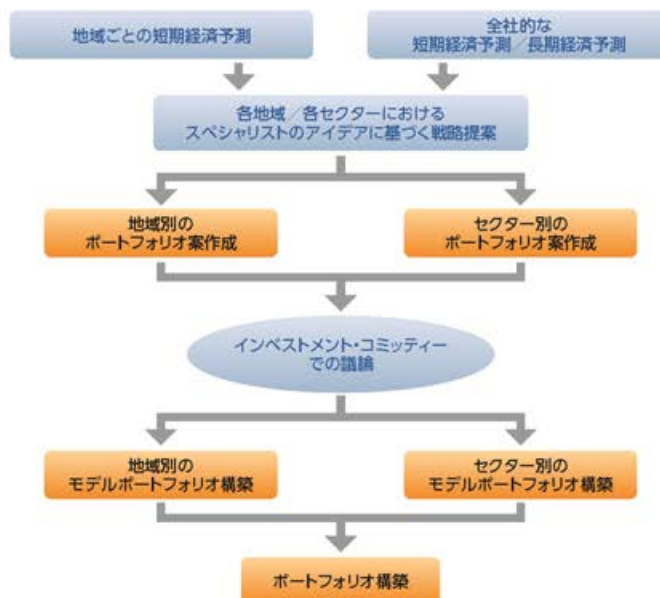


* 円で保有している部分について、為替変動リスクはありません。
・ 上記は理解を深めていただくためのイメージです。
・ 為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。



投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託において、世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



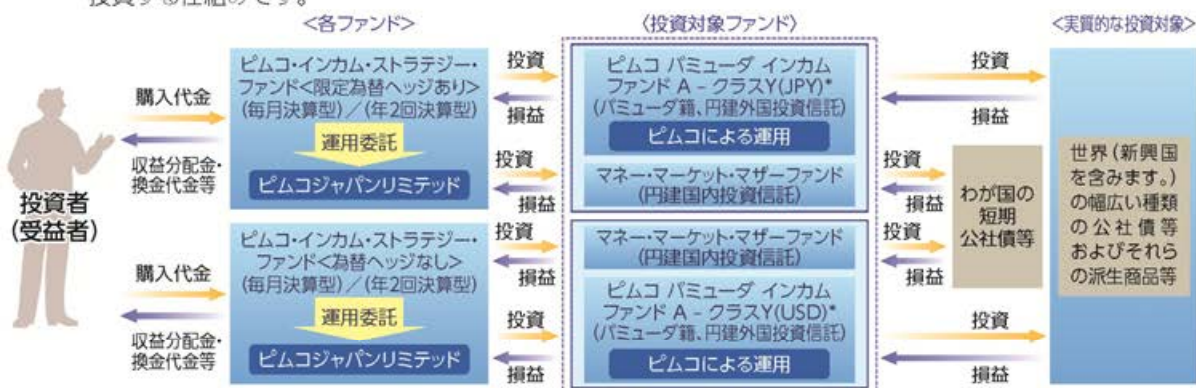
! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■ ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。



*ピムコ パミュダ インカム ファンド A- クラスY(JPY) / (USD)は、原則として、ピムコ パミュダ インカム ファンド(M)の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。

! 各ファンド間でのスイッチングが可能です。販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。くわしくは販売会社にご確認ください。



限定為替ヘッジあり(毎月決算型)、為替ヘッジなし(毎月決算型)は毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。
限定為替ヘッジあり(年2回決算型)、為替ヘッジなし(年2回決算型)は年2回の決算時(4・10月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

限定為替ヘッジあり(毎月決算型)、為替ヘッジなし(毎月決算型)

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

限定為替ヘッジあり(年2回決算型)、為替ヘッジなし(年2回決算型)

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



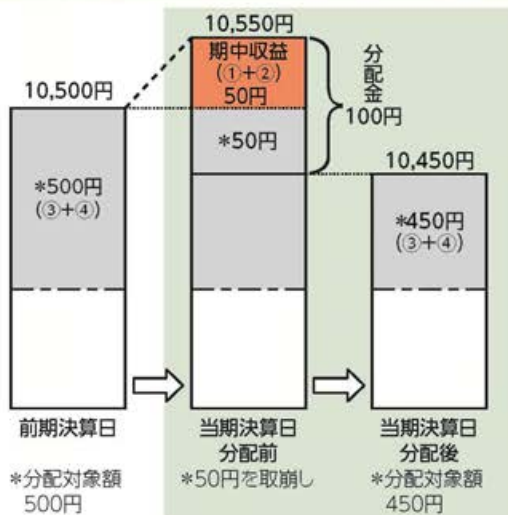
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

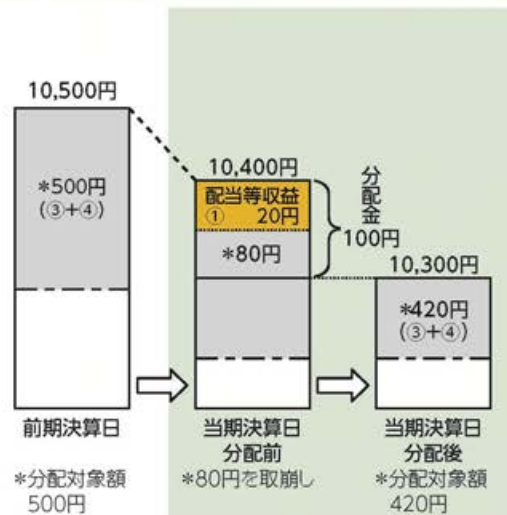
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



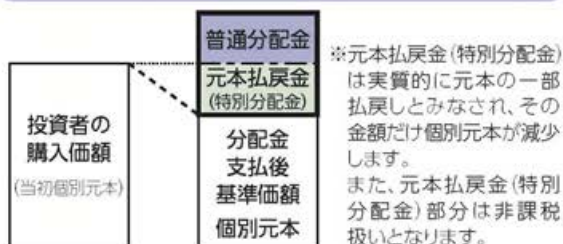
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

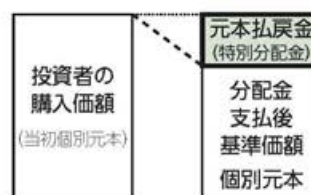
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

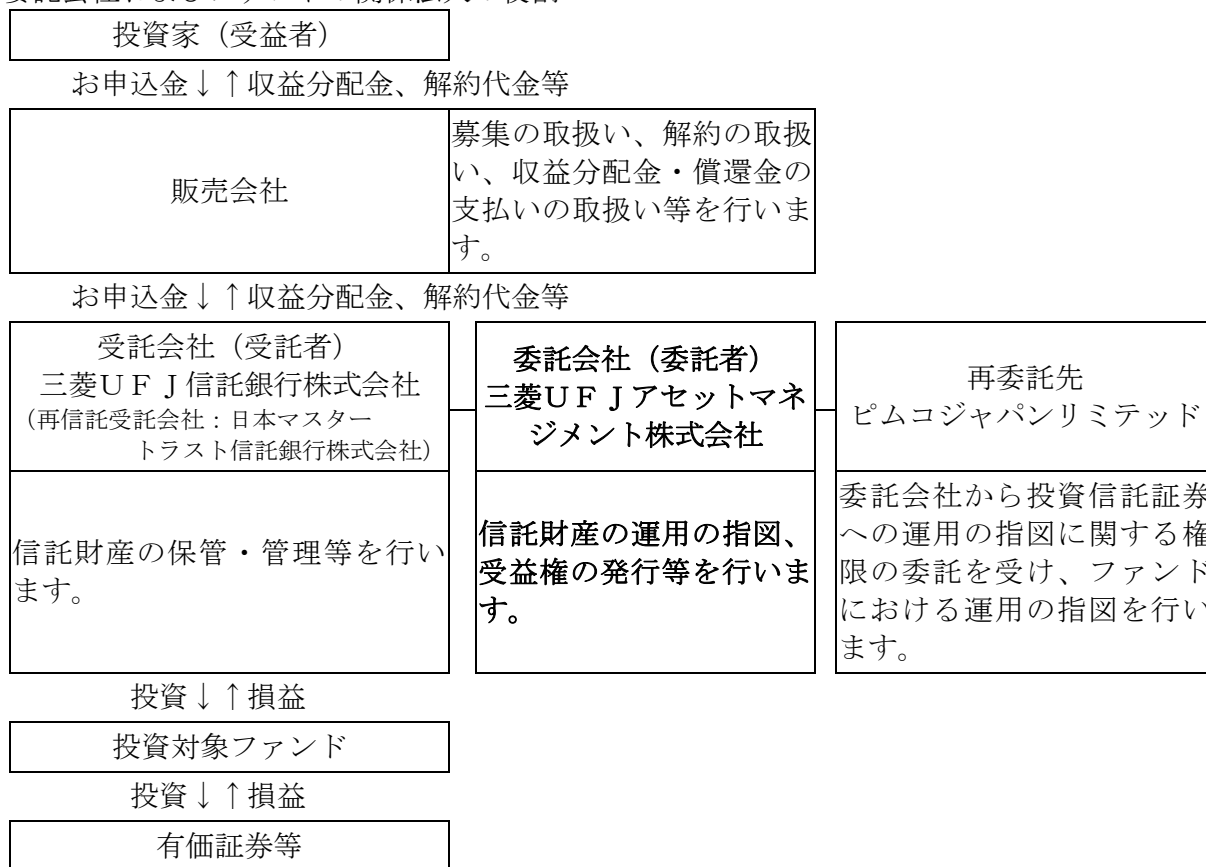
(2) 【ファンドの沿革】

2017年10月2日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2024年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004 年 10 月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015 年 7 月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023 年 10 月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>」

投資信託証券を主要投資対象とします。

円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(JPY)の投資信託証券への投資を通じて、主として世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(JPY)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

原則として、投資する外国投資信託においては、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>」

投資信託証券を主要投資対象とします。

円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)の投資信託証券への投資を通じて、主として世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

ます。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

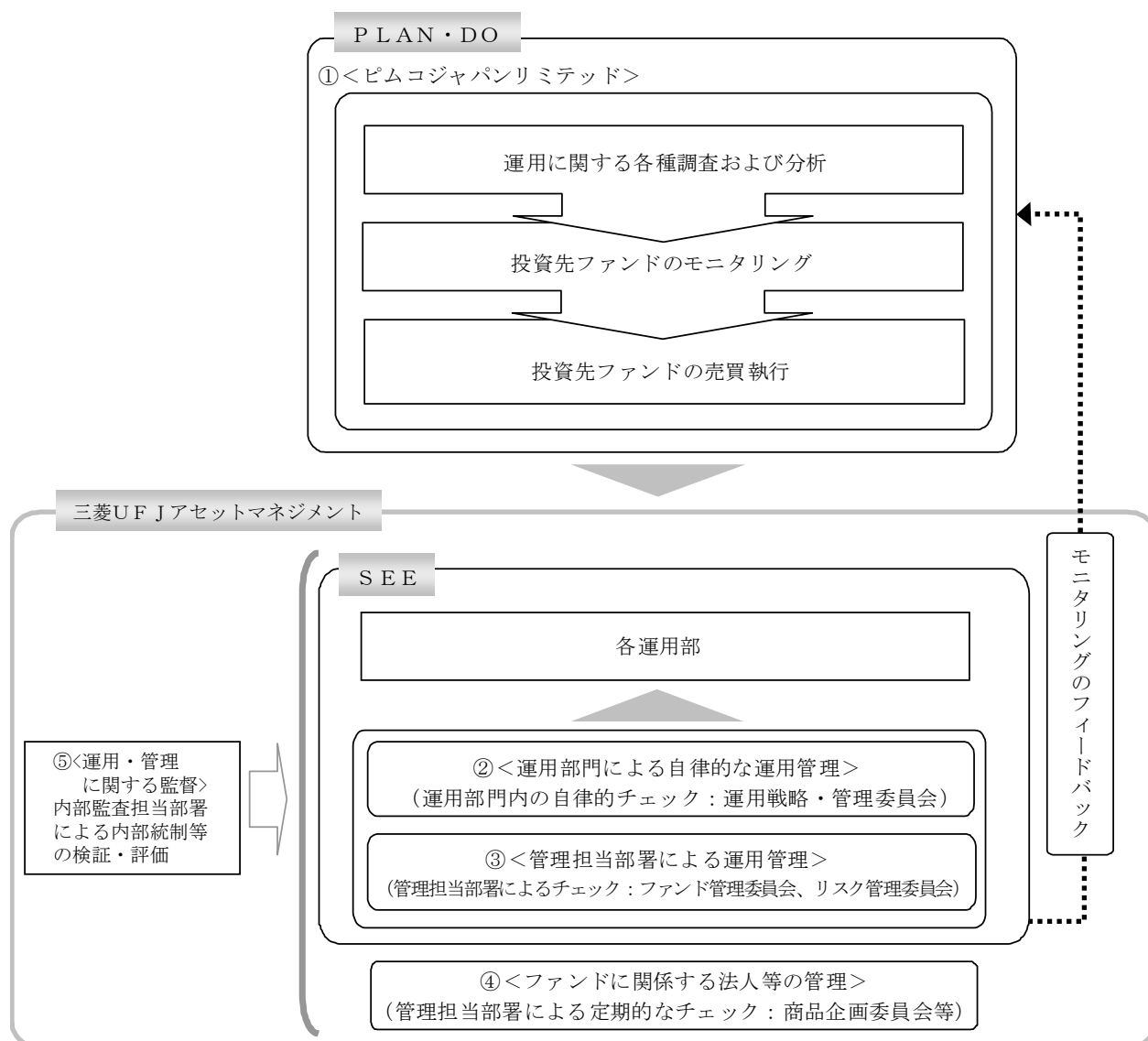
ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラスY(JPY) ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)							
形態	パミューダ籍・円建外国投資信託						
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)						
投資態度	ピムコ パミューダ インカム ファンド(M)への投資を通じて、世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行い、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。						
主な投資対象	世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等						
主な投資制限	・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債等への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション*は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・米ドル以外の通貨エクスポージャーを総資産の15%以内とします。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。 ・各クラスにおいて、保有外貨建て資産に対し、以下の為替対応を行います。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラスY</th></tr> <tr> <td>(JPY)</td><td>原則として、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>(USD)</td><td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td></tr> </table>	ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラスY		(JPY)	原則として、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。	(USD)	原則として、為替ヘッジを行いません。
ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラスY							
(JPY)	原則として、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。						
(USD)	原則として、為替ヘッジを行いません。						
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。						
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。						
購入時手数料	ありません。						
信託財産留保額	ありません。						
設定日	2014年2月28日						
決算日	毎年10月31日						
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。						

原則として「ピムコ パミューダ インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ パミューダ インカム ファンド(M)」においては運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

	・デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005 年 3 月 4 日
決算日	原則として毎年 5 月および 11 月の 20 日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②運用部門による自律的な運用管理

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

③管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）が、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、限定為替ヘッジあり（毎月決算型）、為替ヘッジなし（毎月決算型）については、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の

当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じ。）の価格変動の影響を受けます。

- ・公社債等の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、公社債等の価格は下落し、組入公社債等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による公社債等の価格の変動は、一般にその公社債等の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。
- ・転換社債は、株式および債券の両方の性格を有しており、株式および債券の価格変動の影響を受け、組入転換社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

【デリバティブ（派生商品）の取引等に関するリスク】

デリバティブ取引等は金利変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。買い建てたデリバティブ取引等（ロング・ポジション）の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等（ショート・ポジション）の価格が上昇した場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの価格が下落する一方、ショート・ポジションの価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、為替変動等の影響が増幅され、多額の損失をもたらす場合があります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。

■インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞

原則として投資する投資信託証券において、当該投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、円の金利が米ドルの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

■インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

有価証券等の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。また、バンクローンは、公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリー・リスク

ファンドは、新興国の有価証券等を実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

低格付債券への投資リスク

ファンドは、格付けの低い公社債等に投資する場合があります。格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

限定為替ヘッジあり(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2019年11月末～2024年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2019年11月末～2024年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

限定為替ヘッジあり(年2回決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2019年11月末～2024年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2019年11月末～2024年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

為替ヘッジなし(毎月決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2019年11月末～2024年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2019年11月末～2024年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし(年2回決算型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2019年11月末～2024年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2019年11月末～2024年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額 (発行価格) × 3.30% (税抜 3.00%) を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース (一般コース) と分配金再投資コース (累積投資コース) があり、分配金再投資コース (累積投資コース) の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金 (解約) 手数料】

かかりません。

※換金 (解約) 手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.8480% (税抜 1.6800%) の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.93%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.72%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.660%以内（税抜 年0.600%以内）の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

投資対象とする投資信託証券には監査費用等の諸費用が別途かかります。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が

適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2024 年 10 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年4月23日～2024年10月21日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
限定為替ヘッジあり(毎月決算型)	1.87%	1.85%	0.02%
限定為替ヘッジあり(年2回決算型)	1.87%	1.85%	0.02%
為替ヘッジなし(毎月決算型)	1.87%	1.85%	0.02%
為替ヘッジなし(年2回決算型)	1.87%	1.85%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)】

(1) 【投資状況】

2024年10月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	2,597,648,144	98.02
親投資信託受益証券	日本	100,019	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	52,273,813	1.98
純資産総額		2,650,021,976	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(JPY)	352,510.2652	7,445	2,624,438,924	7,369	2,597,648,144	98.02
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	98,174	1.0187	100,009	1.0188	100,019	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.02
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2024 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日	(2017 年 10 月 20 日)	1, 201, 982, 483	1, 201, 982, 483	9, 997	9, 997
第 2 計算期間末日	(2017 年 11 月 20 日)	2, 394, 081, 816	2, 394, 081, 816	9, 985	9, 985
第 3 計算期間末日	(2017 年 12 月 20 日)	3, 476, 454, 602	3, 481, 690, 336	9, 960	9, 975
第 4 計算期間末日	(2018 年 1 月 22 日)	4, 229, 568, 344	4, 235, 967, 654	9, 914	9, 929
第 5 計算期間末日	(2018 年 2 月 20 日)	4, 253, 210, 012	4, 259, 697, 730	9, 834	9, 849
第 6 計算期間末日	(2018 年 3 月 20 日)	4, 190, 793, 248	4, 197, 210, 613	9, 796	9, 811
第 7 計算期間末日	(2018 年 4 月 20 日)	4, 211, 507, 912	4, 217, 967, 244	9, 780	9, 795
第 8 計算期間末日	(2018 年 5 月 21 日)	4, 136, 966, 242	4, 143, 384, 868	9, 668	9, 683
第 9 計算期間末日	(2018 年 6 月 20 日)	4, 277, 154, 684	4, 283, 814, 753	9, 633	9, 648
第 10 計算期間末日	(2018 年 7 月 20 日)	4, 253, 291, 685	4, 259, 894, 333	9, 663	9, 678
第 11 計算期間末日	(2018 年 8 月 20 日)	4, 285, 732, 302	4, 292, 408, 022	9, 630	9, 645
第 12 計算期間末日	(2018 年 9 月 20 日)	4, 212, 861, 155	4, 219, 481, 627	9, 545	9, 560
第 13 計算期間末日	(2018 年 10 月 22 日)	4, 163, 197, 777	4, 169, 750, 828	9, 530	9, 545
第 14 計算期間末日	(2018 年 11 月 20 日)	3, 903, 815, 423	3, 909, 987, 033	9, 488	9, 503
第 15 計算期間末日	(2018 年 12 月 20 日)	3, 633, 797, 728	3, 639, 548, 594	9, 478	9, 493
第 16 計算期間末日	(2019 年 1 月 21 日)	3, 540, 335, 208	3, 545, 903, 970	9, 536	9, 551
第 17 計算期間末日	(2019 年 2 月 20 日)	3, 362, 313, 166	3, 367, 569, 339	9, 595	9, 610
第 18 計算期間末日	(2019 年 3 月 20 日)	3, 210, 973, 800	3, 215, 964, 314	9, 651	9, 666
第 19 計算期間末日	(2019 年 4 月 22 日)	2, 996, 142, 771	3, 000, 774, 784	9, 703	9, 718
第 20 計算期間末日	(2019 年 5 月 20 日)	2, 945, 450, 778	2, 950, 013, 265	9, 684	9, 699

第 21 計算期間末日	(2019 年 6 月 20 日)	2, 846, 995, 548	2, 851, 362, 519	9, 779	9, 794
第 22 計算期間末日	(2019 年 7 月 22 日)	2, 795, 152, 877	2, 799, 437, 269	9, 786	9, 801
第 23 計算期間末日	(2019 年 8 月 20 日)	2, 705, 266, 879	2, 709, 454, 822	9, 689	9, 704
第 24 計算期間末日	(2019 年 9 月 20 日)	2, 672, 099, 123	2, 676, 242, 112	9, 675	9, 690
第 25 計算期間末日	(2019 年 10 月 21 日)	2, 671, 911, 035	2, 676, 045, 047	9, 695	9, 710
第 26 計算期間末日	(2019 年 11 月 20 日)	2, 558, 522, 360	2, 562, 489, 151	9, 675	9, 690
第 27 計算期間末日	(2019 年 12 月 20 日)	2, 301, 703, 943	2, 305, 260, 590	9, 707	9, 722
第 28 計算期間末日	(2020 年 1 月 20 日)	2, 291, 925, 035	2, 295, 448, 688	9, 757	9, 772
第 29 計算期間末日	(2020 年 2 月 20 日)	2, 260, 850, 573	2, 264, 319, 635	9, 776	9, 791
第 30 計算期間末日	(2020 年 3 月 23 日)	1, 958, 868, 119	1, 962, 314, 817	8, 525	8, 540
第 31 計算期間末日	(2020 年 4 月 20 日)	2, 062, 442, 945	2, 065, 868, 205	9, 032	9, 047
第 32 計算期間末日	(2020 年 5 月 20 日)	2, 076, 029, 527	2, 079, 451, 416	9, 100	9, 115
第 33 計算期間末日	(2020 年 6 月 22 日)	2, 094, 597, 211	2, 097, 936, 456	9, 409	9, 424
第 34 計算期間末日	(2020 年 7 月 20 日)	2, 087, 753, 187	2, 091, 067, 817	9, 448	9, 463
第 35 計算期間末日	(2020 年 8 月 20 日)	2, 080, 265, 009	2, 083, 543, 425	9, 518	9, 533
第 36 計算期間末日	(2020 年 9 月 23 日)	2, 069, 570, 535	2, 072, 829, 093	9, 527	9, 542
第 37 計算期間末日	(2020 年 10 月 20 日)	2, 070, 700, 734	2, 073, 955, 024	9, 544	9, 559
第 38 計算期間末日	(2020 年 11 月 20 日)	2, 082, 327, 154	2, 085, 543, 043	9, 713	9, 728
第 39 計算期間末日	(2020 年 12 月 21 日)	2, 080, 695, 158	2, 083, 865, 899	9, 843	9, 858
第 40 計算期間末日	(2021 年 1 月 20 日)	2, 062, 497, 541	2, 065, 636, 019	9, 857	9, 872
第 41 計算期間末日	(2021 年 2 月 22 日)	1, 980, 352, 996	1, 983, 360, 081	9, 878	9, 893
第 42 計算期間末日	(2021 年 3 月 22 日)	1, 923, 145, 141	1, 926, 094, 969	9, 779	9, 794
第 43 計算期間末日	(2021 年 4 月 20 日)	1, 875, 015, 172	1, 877, 881, 692	9, 812	9, 827
第 44 計算期間末日	(2021 年 5 月 20 日)	1, 856, 845, 674	1, 859, 684, 498	9, 811	9, 826
第 45 計算期間末日	(2021 年 6 月 21 日)	1, 780, 137, 482	1, 782, 854, 460	9, 828	9, 843
第 46 計算期間末日	(2021 年 7 月 20 日)	1, 728, 114, 105	1, 730, 748, 890	9, 838	9, 853
第 47 計算期間末日	(2021 年 8 月 20 日)	1, 639, 266, 361	1, 641, 766, 394	9, 835	9, 850
第 48 計算期間末日	(2021 年 9 月 21 日)	1, 619, 500, 914	1, 621, 961, 032	9, 875	9, 890
第 49 計算期間末日	(2021 年 10 月 20 日)	1, 507, 026, 456	1, 509, 322, 831	9, 844	9, 859
第 50 計算期間末日	(2021 年 11 月 22 日)	1, 496, 958, 622	1, 499, 250, 380	9, 798	9, 813
第 51 計算期間末日	(2021 年 12 月 20 日)	1, 476, 007, 853	1, 478, 283, 836	9, 728	9, 743
第 52 計算期間末日	(2022 年 1 月 20 日)	1, 464, 981, 405	1, 467, 253, 539	9, 671	9, 686
第 53 計算期間末日	(2022 年 2 月 21 日)	1, 424, 031, 734	1, 426, 267, 318	9, 555	9, 570
第 54 計算期間末日	(2022 年 3 月 22 日)	1, 355, 139, 052	1, 357, 354, 876	9, 174	9, 189
第 55 計算期間末日	(2022 年 4 月 20 日)	1, 929, 370, 090	1, 932, 582, 212	9, 010	9, 025
第 56 計算期間末日	(2022 年 5 月 20 日)	1, 870, 121, 226	1, 873, 307, 587	8, 804	8, 819
第 57 計算期間末日	(2022 年 6 月 20 日)	1, 093, 263, 744	1, 095, 180, 066	8, 558	8, 573
第 58 計算期間末日	(2022 年 7 月 20 日)	1, 013, 126, 186	1, 014, 892, 913	8, 602	8, 617
第 59 計算期間末日	(2022 年 8 月 22 日)	1, 618, 161, 454	1, 620, 930, 051	8, 767	8, 782
第 60 計算期間末日	(2022 年 9 月 20 日)	1, 721, 318, 311	1, 724, 337, 495	8, 552	8, 567
第 61 計算期間末日	(2022 年 10 月 20 日)	1, 803, 947, 758	1, 807, 244, 900	8, 207	8, 222

第 62 計算期間末日	(2022 年 11 月 21 日)	2, 038, 963, 523	2, 042, 608, 367	8, 391	8, 406
第 63 計算期間末日	(2022 年 12 月 20 日)	2, 344, 765, 424	2, 348, 919, 365	8, 467	8, 482
第 64 計算期間末日	(2023 年 1 月 20 日)	2, 459, 958, 520	2, 464, 260, 096	8, 578	8, 593
第 65 計算期間末日	(2023 年 2 月 20 日)	2, 823, 642, 197	2, 828, 669, 951	8, 424	8, 439
第 66 計算期間末日	(2023 年 3 月 20 日)	2, 857, 805, 383	2, 862, 926, 400	8, 371	8, 386
第 67 計算期間末日	(2023 年 4 月 20 日)	3, 033, 898, 594	3, 039, 356, 433	8, 338	8, 353
第 68 計算期間末日	(2023 年 5 月 22 日)	3, 021, 471, 767	3, 026, 941, 518	8, 286	8, 301
第 69 計算期間末日	(2023 年 6 月 20 日)	2, 821, 911, 727	2, 827, 007, 891	8, 306	8, 321
第 70 計算期間末日	(2023 年 7 月 20 日)	3, 628, 458, 973	3, 634, 965, 115	8, 365	8, 380
第 71 計算期間末日	(2023 年 8 月 21 日)	3, 364, 054, 997	3, 370, 198, 763	8, 213	8, 228
第 72 計算期間末日	(2023 年 9 月 20 日)	3, 367, 408, 665	3, 373, 568, 044	8, 201	8, 216
第 73 計算期間末日	(2023 年 10 月 20 日)	3, 239, 691, 421	3, 245, 834, 450	7, 911	7, 926
第 74 計算期間末日	(2023 年 11 月 20 日)	3, 248, 888, 146	3, 254, 886, 055	8, 125	8, 140
第 75 計算期間末日	(2023 年 12 月 20 日)	3, 172, 298, 004	3, 178, 007, 175	8, 335	8, 350
第 76 計算期間末日	(2024 年 1 月 22 日)	3, 183, 461, 114	3, 189, 221, 168	8, 290	8, 305
第 77 計算期間末日	(2024 年 2 月 20 日)	3, 112, 349, 974	3, 118, 008, 279	8, 251	8, 266
第 78 計算期間末日	(2024 年 3 月 21 日)	3, 108, 002, 845	3, 113, 635, 945	8, 276	8, 291
第 79 計算期間末日	(2024 年 4 月 22 日)	2, 399, 492, 566	2, 403, 940, 543	8, 092	8, 107
第 80 計算期間末日	(2024 年 5 月 20 日)	2, 400, 459, 779	2, 404, 847, 340	8, 207	8, 222
第 81 計算期間末日	(2024 年 6 月 20 日)	2, 220, 557, 224	2, 224, 627, 572	8, 183	8, 198
第 82 計算期間末日	(2024 年 7 月 22 日)	2, 245, 719, 023	2, 249, 823, 268	8, 208	8, 223
第 83 計算期間末日	(2024 年 8 月 20 日)	2, 288, 257, 528	2, 292, 406, 668	8, 273	8, 288
第 84 計算期間末日	(2024 年 9 月 20 日)	2, 740, 029, 426	2, 744, 958, 819	8, 338	8, 353
第 85 計算期間末日	(2024 年 10 月 21 日)	2, 673, 864, 831	2, 678, 760, 251	8, 193	8, 208
2023 年 10 月末日		3, 152, 869, 714	—	7, 932	—
11 月末日		3, 287, 729, 605	—	8, 202	—
12 月末日		3, 208, 262, 845	—	8, 365	—
2024 年 1 月末日		3, 108, 285, 025	—	8, 331	—
2 月末日		3, 112, 641, 903	—	8, 246	—
3 月末日		3, 106, 002, 277	—	8, 285	—
4 月末日		2, 400, 518, 534	—	8, 113	—
5 月末日		2, 223, 692, 012	—	8, 142	—
6 月末日		2, 211, 044, 841	—	8, 164	—
7 月末日		2, 294, 622, 015	—	8, 236	—
8 月末日		2, 237, 720, 041	—	8, 275	—
9 月末日		2, 722, 784, 424	—	8, 319	—
10 月末日		2, 650, 021, 976	—	8, 106	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	—円
第 2 計算期間	—円
第 3 計算期間	15 円
第 4 計算期間	15 円
第 5 計算期間	15 円
第 6 計算期間	15 円
第 7 計算期間	15 円
第 8 計算期間	15 円
第 9 計算期間	15 円
第 10 計算期間	15 円
第 11 計算期間	15 円
第 12 計算期間	15 円
第 13 計算期間	15 円
第 14 計算期間	15 円
第 15 計算期間	15 円
第 16 計算期間	15 円
第 17 計算期間	15 円
第 18 計算期間	15 円
第 19 計算期間	15 円
第 20 計算期間	15 円
第 21 計算期間	15 円
第 22 計算期間	15 円
第 23 計算期間	15 円
第 24 計算期間	15 円
第 25 計算期間	15 円
第 26 計算期間	15 円
第 27 計算期間	15 円
第 28 計算期間	15 円
第 29 計算期間	15 円
第 30 計算期間	15 円
第 31 計算期間	15 円
第 32 計算期間	15 円
第 33 計算期間	15 円
第 34 計算期間	15 円
第 35 計算期間	15 円
第 36 計算期間	15 円
第 37 計算期間	15 円
第 38 計算期間	15 円
第 39 計算期間	15 円

第 40 計算期間	15 円
第 41 計算期間	15 円
第 42 計算期間	15 円
第 43 計算期間	15 円
第 44 計算期間	15 円
第 45 計算期間	15 円
第 46 計算期間	15 円
第 47 計算期間	15 円
第 48 計算期間	15 円
第 49 計算期間	15 円
第 50 計算期間	15 円
第 51 計算期間	15 円
第 52 計算期間	15 円
第 53 計算期間	15 円
第 54 計算期間	15 円
第 55 計算期間	15 円
第 56 計算期間	15 円
第 57 計算期間	15 円
第 58 計算期間	15 円
第 59 計算期間	15 円
第 60 計算期間	15 円
第 61 計算期間	15 円
第 62 計算期間	15 円
第 63 計算期間	15 円
第 64 計算期間	15 円
第 65 計算期間	15 円
第 66 計算期間	15 円
第 67 計算期間	15 円
第 68 計算期間	15 円
第 69 計算期間	15 円
第 70 計算期間	15 円
第 71 計算期間	15 円
第 72 計算期間	15 円
第 73 計算期間	15 円
第 74 計算期間	15 円
第 75 計算期間	15 円
第 76 計算期間	15 円
第 77 計算期間	15 円
第 78 計算期間	15 円
第 79 計算期間	15 円
第 80 計算期間	15 円

第 81 計算期間	15 円
第 82 計算期間	15 円
第 83 計算期間	15 円
第 84 計算期間	15 円
第 85 計算期間	15 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△0.03
第 2 計算期間	△0.12
第 3 計算期間	△0.10
第 4 計算期間	△0.31
第 5 計算期間	△0.65
第 6 計算期間	△0.23
第 7 計算期間	△0.01
第 8 計算期間	△0.99
第 9 計算期間	△0.20
第 10 計算期間	0.46
第 11 計算期間	△0.18
第 12 計算期間	△0.72
第 13 計算期間	0.00
第 14 計算期間	△0.28
第 15 計算期間	0.05
第 16 計算期間	0.77
第 17 計算期間	0.77
第 18 計算期間	0.73
第 19 計算期間	0.69
第 20 計算期間	△0.04
第 21 計算期間	1.13
第 22 計算期間	0.22
第 23 計算期間	△0.83
第 24 計算期間	0.01
第 25 計算期間	0.36
第 26 計算期間	△0.05
第 27 計算期間	0.48
第 28 計算期間	0.66
第 29 計算期間	0.34
第 30 計算期間	△12.64
第 31 計算期間	6.12
第 32 計算期間	0.91

第 33 計算期間	3. 56
第 34 計算期間	0. 57
第 35 計算期間	0. 89
第 36 計算期間	0. 25
第 37 計算期間	0. 33
第 38 計算期間	1. 92
第 39 計算期間	1. 49
第 40 計算期間	0. 29
第 41 計算期間	0. 36
第 42 計算期間	△0. 85
第 43 計算期間	0. 49
第 44 計算期間	0. 14
第 45 計算期間	0. 32
第 46 計算期間	0. 25
第 47 計算期間	0. 12
第 48 計算期間	0. 55
第 49 計算期間	△0. 16
第 50 計算期間	△0. 31
第 51 計算期間	△0. 56
第 52 計算期間	△0. 43
第 53 計算期間	△1. 04
第 54 計算期間	△3. 83
第 55 計算期間	△1. 62
第 56 計算期間	△2. 11
第 57 計算期間	△2. 62
第 58 計算期間	0. 68
第 59 計算期間	2. 09
第 60 計算期間	△2. 28
第 61 計算期間	△3. 85
第 62 計算期間	2. 42
第 63 計算期間	1. 08
第 64 計算期間	1. 48
第 65 計算期間	△1. 62
第 66 計算期間	△0. 45
第 67 計算期間	△0. 21
第 68 計算期間	△0. 44
第 69 計算期間	0. 42
第 70 計算期間	0. 89
第 71 計算期間	△1. 63
第 72 計算期間	0. 03
第 73 計算期間	△3. 35

第 74 計算期間	2. 89
第 75 計算期間	2. 76
第 76 計算期間	△0. 35
第 77 計算期間	△0. 28
第 78 計算期間	0. 48
第 79 計算期間	△2. 04
第 80 計算期間	1. 60
第 81 計算期間	△0. 10
第 82 計算期間	0. 48
第 83 計算期間	0. 97
第 84 計算期間	0. 96
第 85 計算期間	△1. 55

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	1, 202, 571, 771	244, 161	1, 202, 327, 610
第 2 計算期間	1, 200, 127, 053	4, 874, 281	2, 397, 580, 382
第 3 計算期間	1, 120, 734, 512	27, 825, 046	3, 490, 489, 848
第 4 計算期間	776, 403, 101	686, 062	4, 266, 206, 887
第 5 計算期間	89, 054, 169	30, 115, 120	4, 325, 145, 936
第 6 計算期間	246, 271, 821	293, 174, 423	4, 278, 243, 334
第 7 計算期間	46, 766, 078	18, 787, 473	4, 306, 221, 939
第 8 計算期間	14, 948, 023	42, 085, 704	4, 279, 084, 258
第 9 計算期間	208, 066, 929	47, 104, 836	4, 440, 046, 351
第 10 計算期間	6, 501, 405	44, 782, 294	4, 401, 765, 462
第 11 計算期間	54, 531, 919	5, 816, 921	4, 450, 480, 460
第 12 計算期間	6, 723, 354	43, 555, 658	4, 413, 648, 156
第 13 計算期間	4, 965, 297	49, 912, 141	4, 368, 701, 312
第 14 計算期間	4, 079, 520	258, 373, 755	4, 114, 407, 077
第 15 計算期間	793, 451	281, 289, 390	3, 833, 911, 138
第 16 計算期間	2, 298, 329	123, 701, 372	3, 712, 508, 095
第 17 計算期間	7, 027, 036	215, 419, 202	3, 504, 115, 929
第 18 計算期間	16, 602, 289	193, 708, 429	3, 327, 009, 789
第 19 計算期間	1, 724, 322	240, 725, 113	3, 088, 008, 998
第 20 計算期間	586, 961	46, 937, 607	3, 041, 658, 352
第 21 計算期間	1, 202, 976	131, 547, 179	2, 911, 314, 149
第 22 計算期間	61, 540, 001	116, 592, 278	2, 856, 261, 872
第 23 計算期間	360, 063	64, 659, 316	2, 791, 962, 619
第 24 計算期間	379, 009	30, 348, 902	2, 761, 992, 726

第 25 計算期間	13, 393, 300	19, 377, 972	2, 756, 008, 054
第 26 計算期間	7, 546, 258	119, 026, 847	2, 644, 527, 465
第 27 計算期間	614, 592	274, 043, 829	2, 371, 098, 228
第 28 計算期間	857, 025	22, 852, 944	2, 349, 102, 309
第 29 計算期間	300, 996	36, 694, 676	2, 312, 708, 629
第 30 計算期間	290, 670	15, 200, 414	2, 297, 798, 885
第 31 計算期間	418, 714	14, 710, 405	2, 283, 507, 194
第 32 計算期間	425, 359	2, 673, 088	2, 281, 259, 465
第 33 計算期間	386, 811	55, 482, 505	2, 226, 163, 771
第 34 計算期間	462, 448	16, 872, 691	2, 209, 753, 528
第 35 計算期間	336, 647	24, 479, 444	2, 185, 610, 731
第 36 計算期間	743, 638	13, 981, 727	2, 172, 372, 642
第 37 計算期間	455, 386	3, 301, 222	2, 169, 526, 806
第 38 計算期間	4, 526, 320	30, 126, 959	2, 143, 926, 167
第 39 計算期間	15, 914, 912	46, 013, 675	2, 113, 827, 404
第 40 計算期間	359, 806	21, 868, 299	2, 092, 318, 911
第 41 計算期間	248, 965	87, 844, 290	2, 004, 723, 586
第 42 計算期間	3, 273, 918	41, 445, 128	1, 966, 552, 376
第 43 計算期間	1, 261, 796	56, 800, 608	1, 911, 013, 564
第 44 計算期間	2, 404, 577	20, 868, 392	1, 892, 549, 749
第 45 計算期間	1, 942, 167	83, 173, 100	1, 811, 318, 816
第 46 計算期間	201, 304	54, 996, 783	1, 756, 523, 337
第 47 計算期間	21, 853, 069	111, 687, 684	1, 666, 688, 722
第 48 計算期間	136, 491	26, 746, 030	1, 640, 079, 183
第 49 計算期間	133, 640	109, 295, 633	1, 530, 917, 190
第 50 計算期間	131, 110	3, 209, 226	1, 527, 839, 074
第 51 計算期間	717, 658	11, 234, 721	1, 517, 322, 011
第 52 計算期間	561, 275	3, 126, 685	1, 514, 756, 601
第 53 計算期間	173, 981	24, 540, 820	1, 490, 389, 762
第 54 計算期間	183, 842	13, 357, 135	1, 477, 216, 469
第 55 計算期間	665, 095, 097	896, 352	2, 141, 415, 214
第 56 計算期間	225, 189	17, 399, 379	2, 124, 241, 024
第 57 計算期間	35, 722, 102	882, 414, 543	1, 277, 548, 583
第 58 計算期間	156, 502, 146	256, 232, 636	1, 177, 818, 093
第 59 計算期間	667, 913, 450	—	1, 845, 731, 543
第 60 計算期間	169, 481, 100	2, 423, 239	2, 012, 789, 404
第 61 計算期間	219, 214, 788	33, 909, 223	2, 198, 094, 969
第 62 計算期間	247, 306, 361	15, 504, 703	2, 429, 896, 627
第 63 計算期間	343, 397, 635	4, 000, 000	2, 769, 294, 262
第 64 計算期間	98, 423, 632	—	2, 867, 717, 894
第 65 計算期間	490, 228, 074	6, 109, 386	3, 351, 836, 582

第 66 計算期間	84, 773, 040	22, 597, 950	3, 414, 011, 672
第 67 計算期間	324, 834, 328	100, 286, 640	3, 638, 559, 360
第 68 計算期間	61, 820, 919	53, 879, 260	3, 646, 501, 019
第 69 計算期間	213, 422, 758	462, 480, 521	3, 397, 443, 256
第 70 計算期間	987, 456, 776	47, 472, 022	4, 337, 428, 010
第 71 計算期間	21, 327, 771	262, 911, 506	4, 095, 844, 275
第 72 計算期間	13, 154, 891	2, 746, 152	4, 106, 253, 014
第 73 計算期間	75, 262, 501	86, 162, 545	4, 095, 352, 970
第 74 計算期間	58, 197, 454	154, 943, 982	3, 998, 606, 442
第 75 計算期間	42, 561, 053	235, 053, 203	3, 806, 114, 292
第 76 計算期間	60, 216, 332	26, 294, 074	3, 840, 036, 550
第 77 計算期間	68, 512, 180	136, 344, 903	3, 772, 203, 827
第 78 計算期間	28, 795, 980	45, 599, 475	3, 755, 400, 332
第 79 計算期間	13, 222, 167	803, 304, 325	2, 965, 318, 174
第 80 計算期間	1, 138, 362	41, 415, 772	2, 925, 040, 764
第 81 計算期間	50, 257, 154	261, 732, 115	2, 713, 565, 803
第 82 計算期間	60, 845, 143	38, 247, 055	2, 736, 163, 891
第 83 計算期間	66, 065, 031	36, 135, 273	2, 766, 093, 649
第 84 計算期間	637, 828, 224	117, 659, 224	3, 286, 262, 649
第 85 計算期間	6, 063, 034	28, 712, 015	3, 263, 613, 668

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年 2 回決算型）】

（１）【投資状況】

2024 年 10 月 31 日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	6, 589, 692, 523	98. 34
親投資信託受益証券	日本	100, 019	0. 00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	111, 215, 281	1. 66
純資産総額		6, 701, 007, 823	100. 00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 3 0 銘柄

2024 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
バミュー	投資信託受益	ピムコ バミューダ インカム ファン	894, 245. 1518	7, 444. 73	6, 657, 419, 709	7, 369	6, 589, 692, 523	98. 34

ダ	証券	ド A - クラス Y (J P Y)						
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	98,174	1.0187	100,009	1.0188	100,019	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.34
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2024 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (2017 年 10 月 20 日)	3,194,256,358	3,194,256,358	9,998	9,998
第 2 計算期間末日 (2018 年 4 月 20 日)	21,716,045,695	21,716,045,695	9,856	9,856
第 3 計算期間末日 (2018 年 10 月 22 日)	20,862,421,146	20,862,421,146	9,694	9,694
第 4 計算期間末日 (2019 年 4 月 22 日)	16,157,619,054	16,157,619,054	9,963	9,963
第 5 計算期間末日 (2019 年 10 月 21 日)	13,454,340,340	13,454,340,340	10,048	10,048
第 6 計算期間末日 (2020 年 4 月 20 日)	11,159,826,148	11,159,826,148	9,454	9,454
第 7 計算期間末日 (2020 年 10 月 20 日)	11,270,035,918	11,270,035,918	10,087	10,087
第 8 計算期間末日 (2021 年 4 月 20 日)	7,688,815,559	7,696,170,828	10,453	10,463
第 9 計算期間末日 (2021 年 10 月 20 日)	6,675,934,737	6,682,248,233	10,574	10,584
第 10 計算期間末日 (2022 年 4 月 20 日)	5,583,058,033	5,583,058,033	9,770	9,770
第 11 計算期間末日 (2022 年 10 月 20 日)	6,083,061,640	6,083,061,640	8,995	8,995
第 12 計算期間末日 (2023 年 4 月 20 日)	7,842,976,557	7,842,976,557	9,238	9,238
第 13 計算期間末日 (2023 年 10 月 20 日)	7,455,788,495	7,455,788,495	8,861	8,861
第 14 計算期間末日 (2024 年 4 月 22 日)	7,204,194,566	7,204,194,566	9,165	9,165
第 15 計算期間末日 (2024 年 10 月 21 日)	6,707,442,928	6,707,442,928	9,381	9,381

2023 年 10 月末日	7, 422, 281, 319	—	8, 885	—
11 月末日	7, 604, 489, 155	—	9, 205	—
12 月末日	7, 505, 490, 884	—	9, 406	—
2024 年 1 月末日	7, 396, 492, 331	—	9, 384	—
2 月末日	7, 369, 615, 221	—	9, 305	—
3 月末日	7, 491, 318, 859	—	9, 366	—
4 月末日	7, 182, 509, 860	—	9, 188	—
5 月末日	6, 874, 493, 454	—	9, 239	—
6 月末日	6, 850, 425, 473	—	9, 280	—
7 月末日	6, 767, 042, 313	—	9, 379	—
8 月末日	6, 621, 846, 964	—	9, 441	—
9 月末日	6, 925, 525, 750	—	9, 508	—
10 月末日	6, 701, 007, 823	—	9, 281	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	10 円
第 9 計算期間	10 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△0. 02
第 2 計算期間	△1. 42
第 3 計算期間	△1. 64
第 4 計算期間	2. 77

第 5 計算期間	0. 85
第 6 計算期間	△5. 91
第 7 計算期間	6. 69
第 8 計算期間	3. 72
第 9 計算期間	1. 25
第 10 計算期間	△7. 60
第 11 計算期間	△7. 93
第 12 計算期間	2. 70
第 13 計算期間	△4. 08
第 14 計算期間	3. 43
第 15 計算期間	2. 35

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	3, 194, 930, 546	—	3, 194, 930, 546
第 2 計算期間	19, 424, 570, 936	585, 336, 376	22, 034, 165, 106
第 3 計算期間	1, 184, 204, 756	1, 696, 865, 656	21, 521, 504, 206
第 4 計算期間	186, 895, 013	5, 491, 040, 147	16, 217, 359, 072
第 5 計算期間	150, 164, 260	2, 976, 848, 495	13, 390, 674, 837
第 6 計算期間	82, 198, 084	1, 668, 362, 486	11, 804, 510, 435
第 7 計算期間	4, 549, 214	635, 859, 583	11, 173, 200, 066
第 8 計算期間	36, 747, 542	3, 854, 678, 373	7, 355, 269, 235
第 9 計算期間	30, 000, 405	1, 071, 773, 091	6, 313, 496, 549
第 10 計算期間	84, 177, 414	683, 085, 108	5, 714, 588, 855
第 11 計算期間	1, 765, 206, 646	716, 720, 177	6, 763, 075, 324
第 12 計算期間	2, 045, 665, 605	318, 484, 119	8, 490, 256, 810
第 13 計算期間	804, 895, 831	881, 187, 748	8, 413, 964, 893
第 14 計算期間	969, 645, 014	1, 522, 715, 151	7, 860, 894, 756
第 15 計算期間	570, 793, 735	1, 281, 362, 925	7, 150, 325, 566

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）】

(1)【投資状況】

2024 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	31, 394, 697, 799	97. 95
親投資信託受益証券	日本	100, 019	0. 00
コール・ローン、その他資産	—	657, 829, 479	2. 05

(負債控除後)			
純資産総額		32,052,627,297	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ピムコ バミューダ インカム ファン ド A - クラスY (USD)	2,681,016.0375	11,537	30,930,882,024	11,710	31,394,697,799	97.95
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	98,174	1.0187	100,009	1.0188	100,019	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.95
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(2017年10月20日)	1,128,220,353	1,128,220,353	9,989	9,989
第2計算期間末日	(2017年11月20日)	3,670,822,059	3,670,822,059	9,966	9,966
第3計算期間末日	(2017年12月20日)	5,409,851,834	5,420,658,444	10,012	10,032
第4計算期間末日	(2018年1月22日)	6,130,501,490	6,143,040,992	9,778	9,798

第 5 計算期間末日	(2018 年 2 月 20 日)	6, 046, 301, 782	6, 059, 291, 537	9, 309	9, 329
第 6 計算期間末日	(2018 年 3 月 20 日)	6, 161, 167, 616	6, 174, 467, 294	9, 265	9, 285
第 7 計算期間末日	(2018 年 4 月 20 日)	6, 313, 918, 196	6, 327, 353, 865	9, 399	9, 419
第 8 計算期間末日	(2018 年 5 月 21 日)	6, 574, 250, 908	6, 587, 963, 651	9, 589	9, 609
第 9 計算期間末日	(2018 年 6 月 20 日)	6, 611, 854, 222	6, 625, 778, 457	9, 497	9, 517
第 10 計算期間末日	(2018 年 7 月 20 日)	6, 933, 182, 899	6, 947, 325, 904	9, 804	9, 824
第 11 計算期間末日	(2018 年 8 月 20 日)	6, 840, 275, 117	6, 854, 564, 774	9, 574	9, 594
第 12 計算期間末日	(2018 年 9 月 20 日)	6, 935, 836, 658	6, 950, 190, 787	9, 664	9, 684
第 13 計算期間末日	(2018 年 10 月 22 日)	6, 831, 262, 675	6, 845, 379, 085	9, 678	9, 698
第 14 計算期間末日	(2018 年 11 月 20 日)	6, 424, 261, 566	6, 437, 563, 930	9, 659	9, 679
第 15 計算期間末日	(2018 年 12 月 20 日)	5, 920, 285, 147	5, 932, 564, 151	9, 643	9, 663
第 16 計算期間末日	(2019 年 1 月 21 日)	5, 471, 442, 261	5, 482, 959, 169	9, 502	9, 522
第 17 計算期間末日	(2019 年 2 月 20 日)	5, 011, 623, 461	5, 022, 003, 395	9, 656	9, 676
第 18 計算期間末日	(2019 年 3 月 20 日)	4, 721, 271, 574	4, 730, 904, 569	9, 802	9, 822
第 19 計算期間末日	(2019 年 4 月 22 日)	4, 564, 029, 235	4, 573, 235, 449	9, 915	9, 935
第 20 計算期間末日	(2019 年 5 月 20 日)	4, 353, 619, 298	4, 362, 551, 538	9, 748	9, 768
第 21 計算期間末日	(2019 年 6 月 20 日)	4, 052, 183, 106	4, 060, 517, 841	9, 724	9, 744
第 22 計算期間末日	(2019 年 7 月 22 日)	3, 849, 449, 611	3, 857, 394, 662	9, 690	9, 710
第 23 計算期間末日	(2019 年 8 月 20 日)	3, 666, 316, 774	3, 674, 035, 603	9, 500	9, 520
第 24 計算期間末日	(2019 年 9 月 20 日)	3, 617, 269, 324	3, 624, 776, 976	9, 636	9, 656
第 25 計算期間末日	(2019 年 10 月 21 日)	3, 539, 338, 040	3, 546, 622, 972	9, 717	9, 737
第 26 計算期間末日	(2019 年 11 月 20 日)	3, 294, 986, 489	3, 301, 775, 208	9, 707	9, 727
第 27 計算期間末日	(2019 年 12 月 20 日)	3, 306, 385, 360	3, 313, 112, 011	9, 831	9, 851
第 28 計算期間末日	(2020 年 1 月 20 日)	3, 207, 346, 444	3, 213, 777, 608	9, 974	9, 994
第 29 計算期間末日	(2020 年 2 月 20 日)	3, 183, 563, 037	3, 189, 882, 617	10, 075	10, 095
第 30 計算期間末日	(2020 年 3 月 23 日)	2, 687, 702, 481	2, 693, 751, 183	8, 887	8, 907
第 31 計算期間末日	(2020 年 4 月 20 日)	2, 719, 103, 977	2, 725, 092, 793	9, 081	9, 101
第 32 計算期間末日	(2020 年 5 月 20 日)	2, 727, 173, 244	2, 733, 110, 916	9, 186	9, 206
第 33 計算期間末日	(2020 年 6 月 22 日)	2, 756, 265, 689	2, 762, 121, 339	9, 414	9, 434
第 34 計算期間末日	(2020 年 7 月 20 日)	2, 725, 320, 532	2, 731, 079, 233	9, 465	9, 485
第 35 計算期間末日	(2020 年 8 月 20 日)	2, 677, 019, 518	2, 682, 712, 541	9, 405	9, 425
第 36 計算期間末日	(2020 年 9 月 23 日)	2, 520, 298, 742	2, 525, 688, 276	9, 353	9, 373
第 37 計算期間末日	(2020 年 10 月 20 日)	2, 447, 712, 701	2, 452, 913, 528	9, 413	9, 433
第 38 計算期間末日	(2020 年 11 月 20 日)	2, 355, 365, 042	2, 360, 357, 677	9, 435	9, 455
第 39 計算期間末日	(2020 年 12 月 21 日)	2, 290, 048, 616	2, 294, 861, 193	9, 517	9, 537
第 40 計算期間末日	(2021 年 1 月 20 日)	2, 271, 358, 836	2, 276, 102, 206	9, 577	9, 597
第 41 計算期間末日	(2021 年 2 月 22 日)	2, 203, 755, 149	2, 208, 274, 112	9, 753	9, 773
第 42 計算期間末日	(2021 年 3 月 22 日)	2, 170, 800, 474	2, 175, 165, 570	9, 946	9, 966
第 43 計算期間末日	(2021 年 4 月 20 日)	2, 119, 890, 847	2, 124, 170, 961	9, 906	9, 926
第 44 計算期間末日	(2021 年 5 月 20 日)	2, 073, 659, 999	2, 077, 827, 108	9, 953	9, 973
第 45 計算期間末日	(2021 年 6 月 21 日)	2, 069, 518, 784	2, 073, 610, 378	10, 116	10, 136

第 46 計算期間末日	(2021 年 7 月 20 日)	2, 032, 425, 046	2, 036, 471, 046	10, 047	10, 067
第 47 計算期間末日	(2021 年 8 月 20 日)	1, 973, 209, 566	1, 977, 126, 917	10, 074	10, 094
第 48 計算期間末日	(2021 年 9 月 21 日)	2, 002, 234, 479	2, 006, 202, 414	10, 092	10, 112
第 49 計算期間末日	(2021 年 10 月 20 日)	2, 098, 093, 577	2, 102, 093, 628	10, 490	10, 510
第 50 計算期間末日	(2021 年 11 月 22 日)	1, 916, 873, 799	1, 920, 558, 744	10, 404	10, 424
第 51 計算期間末日	(2021 年 12 月 20 日)	1, 833, 103, 343	1, 836, 659, 518	10, 309	10, 329
第 52 計算期間末日	(2022 年 1 月 20 日)	1, 763, 119, 182	1, 766, 538, 882	10, 312	10, 332
第 53 計算期間末日	(2022 年 2 月 21 日)	1, 715, 902, 551	1, 719, 248, 403	10, 257	10, 277
第 54 計算期間末日	(2022 年 3 月 22 日)	1, 669, 901, 916	1, 673, 177, 724	10, 195	10, 215
第 55 計算期間末日	(2022 年 4 月 20 日)	4, 179, 110, 775	4, 186, 824, 942	10, 835	10, 855
第 56 計算期間末日	(2022 年 5 月 20 日)	4, 080, 324, 929	4, 088, 113, 617	10, 478	10, 498
第 57 計算期間末日	(2022 年 6 月 20 日)	4, 449, 914, 474	4, 458, 136, 381	10, 825	10, 845
第 58 計算期間末日	(2022 年 7 月 20 日)	4, 772, 316, 319	4, 780, 911, 325	11, 105	11, 125
第 59 計算期間末日	(2022 年 8 月 22 日)	4, 892, 113, 760	4, 900, 776, 735	11, 294	11, 314
第 60 計算期間末日	(2022 年 9 月 20 日)	5, 935, 375, 119	5, 945, 662, 078	11, 540	11, 560
第 61 計算期間末日	(2022 年 10 月 20 日)	6, 583, 649, 245	6, 594, 996, 635	11, 604	11, 624
第 62 計算期間末日	(2022 年 11 月 21 日)	6, 874, 435, 037	6, 886, 784, 085	11, 134	11, 154
第 63 計算期間末日	(2022 年 12 月 20 日)	7, 167, 555, 160	7, 180, 532, 345	11, 046	11, 066
第 64 計算期間末日	(2023 年 1 月 20 日)	7, 380, 151, 458	7, 394, 137, 040	10, 554	10, 574
第 65 計算期間末日	(2023 年 2 月 20 日)	8, 018, 085, 577	8, 032, 833, 084	10, 874	10, 894
第 66 計算期間末日	(2023 年 3 月 20 日)	8, 207, 630, 648	8, 223, 025, 840	10, 663	10, 683
第 67 計算期間末日	(2023 年 4 月 20 日)	8, 812, 543, 896	8, 828, 748, 193	10, 877	10, 897
第 68 計算期間末日	(2023 年 5 月 22 日)	9, 493, 684, 311	9, 510, 676, 129	11, 174	11, 194
第 69 計算期間末日	(2023 年 6 月 20 日)	11, 068, 245, 056	11, 087, 501, 650	11, 496	11, 516
第 70 計算期間末日	(2023 年 7 月 20 日)	13, 393, 723, 931	13, 417, 068, 359	11, 475	11, 495
第 71 計算期間末日	(2023 年 8 月 21 日)	14, 423, 909, 275	14, 448, 411, 941	11, 773	11, 793
第 72 計算期間末日	(2023 年 9 月 20 日)	15, 939, 475, 120	15, 966, 012, 499	12, 013	12, 033
第 73 計算期間末日	(2023 年 10 月 20 日)	16, 370, 555, 214	16, 398, 237, 834	11, 827	11, 847
第 74 計算期間末日	(2023 年 11 月 20 日)	18, 559, 788, 241	18, 590, 254, 596	12, 184	12, 204
第 75 計算期間末日	(2023 年 12 月 20 日)	20, 606, 324, 297	20, 640, 423, 787	12, 086	12, 106
第 76 計算期間末日	(2024 年 1 月 22 日)	22, 646, 207, 458	22, 682, 561, 602	12, 459	12, 479
第 77 計算期間末日	(2024 年 2 月 20 日)	23, 764, 755, 903	23, 802, 364, 191	12, 638	12, 658
第 78 計算期間末日	(2024 年 3 月 21 日)	25, 759, 793, 874	25, 799, 858, 616	12, 859	12, 879
第 79 計算期間末日	(2024 年 4 月 22 日)	26, 754, 056, 492	26, 795, 583, 696	12, 885	12, 905
第 80 計算期間末日	(2024 年 5 月 20 日)	28, 553, 075, 863	28, 596, 337, 348	13, 200	13, 220
第 81 計算期間末日	(2024 年 6 月 20 日)	29, 385, 548, 572	29, 473, 129, 427	13, 421	13, 461
第 82 計算期間末日	(2024 年 7 月 22 日)	30, 581, 553, 938	30, 672, 437, 664	13, 460	13, 500
第 83 計算期間末日	(2024 年 8 月 20 日)	29, 676, 449, 052	29, 770, 065, 163	12, 680	12, 720
第 84 計算期間末日	(2024 年 9 月 20 日)	29, 591, 659, 074	29, 686, 173, 021	12, 524	12, 564
第 85 計算期間末日	(2024 年 10 月 21 日)	31, 587, 479, 041	31, 685, 309, 177	12, 915	12, 955

2023 年 10 月末日	16, 543, 514, 607	—	11, 805	—
11 月末日	18, 701, 270, 798	—	12, 146	—
12 月末日	20, 820, 010, 343	—	11, 917	—
2024 年 1 月末日	23, 049, 578, 992	—	12, 516	—
2 月末日	24, 398, 556, 395	—	12, 698	—
3 月末日	26, 114, 149, 769	—	12, 866	—
4 月末日	27, 749, 440, 563	—	13, 109	—
5 月末日	28, 888, 059, 375	—	13, 220	—
6 月末日	30, 101, 750, 548	—	13, 628	—
7 月末日	30, 450, 034, 007	—	13, 292	—
8 月末日	29, 628, 787, 833	—	12, 625	—
9 月末日	30, 015, 283, 178	—	12, 506	—
10 月末日	32, 052, 627, 297	—	13, 101	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	—円
第 2 計算期間	—円
第 3 計算期間	20 円
第 4 計算期間	20 円
第 5 計算期間	20 円
第 6 計算期間	20 円
第 7 計算期間	20 円
第 8 計算期間	20 円
第 9 計算期間	20 円
第 10 計算期間	20 円
第 11 計算期間	20 円
第 12 計算期間	20 円
第 13 計算期間	20 円
第 14 計算期間	20 円
第 15 計算期間	20 円
第 16 計算期間	20 円
第 17 計算期間	20 円
第 18 計算期間	20 円
第 19 計算期間	20 円
第 20 計算期間	20 円
第 21 計算期間	20 円
第 22 計算期間	20 円

第 23 計算期間	20 円
第 24 計算期間	20 円
第 25 計算期間	20 円
第 26 計算期間	20 円
第 27 計算期間	20 円
第 28 計算期間	20 円
第 29 計算期間	20 円
第 30 計算期間	20 円
第 31 計算期間	20 円
第 32 計算期間	20 円
第 33 計算期間	20 円
第 34 計算期間	20 円
第 35 計算期間	20 円
第 36 計算期間	20 円
第 37 計算期間	20 円
第 38 計算期間	20 円
第 39 計算期間	20 円
第 40 計算期間	20 円
第 41 計算期間	20 円
第 42 計算期間	20 円
第 43 計算期間	20 円
第 44 計算期間	20 円
第 45 計算期間	20 円
第 46 計算期間	20 円
第 47 計算期間	20 円
第 48 計算期間	20 円
第 49 計算期間	20 円
第 50 計算期間	20 円
第 51 計算期間	20 円
第 52 計算期間	20 円
第 53 計算期間	20 円
第 54 計算期間	20 円
第 55 計算期間	20 円
第 56 計算期間	20 円
第 57 計算期間	20 円
第 58 計算期間	20 円
第 59 計算期間	20 円
第 60 計算期間	20 円
第 61 計算期間	20 円
第 62 計算期間	20 円
第 63 計算期間	20 円

第 64 計算期間	20 円
第 65 計算期間	20 円
第 66 計算期間	20 円
第 67 計算期間	20 円
第 68 計算期間	20 円
第 69 計算期間	20 円
第 70 計算期間	20 円
第 71 計算期間	20 円
第 72 計算期間	20 円
第 73 計算期間	20 円
第 74 計算期間	20 円
第 75 計算期間	20 円
第 76 計算期間	20 円
第 77 計算期間	20 円
第 78 計算期間	20 円
第 79 計算期間	20 円
第 80 計算期間	20 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△0. 11
第 2 計算期間	△0. 23
第 3 計算期間	0. 66
第 4 計算期間	△2. 13
第 5 計算期間	△4. 59
第 6 計算期間	△0. 25
第 7 計算期間	1. 66
第 8 計算期間	2. 23
第 9 計算期間	△0. 75
第 10 計算期間	3. 44
第 11 計算期間	△2. 14
第 12 計算期間	1. 14
第 13 計算期間	0. 35
第 14 計算期間	0. 01
第 15 計算期間	0. 04

第 16 計算期間	△1. 25
第 17 計算期間	1. 83
第 18 計算期間	1. 71
第 19 計算期間	1. 35
第 20 計算期間	△1. 48
第 21 計算期間	△0. 04
第 22 計算期間	△0. 14
第 23 計算期間	△1. 75
第 24 計算期間	1. 64
第 25 計算期間	1. 04
第 26 計算期間	0. 10
第 27 計算期間	1. 48
第 28 計算期間	1. 65
第 29 計算期間	1. 21
第 30 計算期間	△11. 59
第 31 計算期間	2. 40
第 32 計算期間	1. 37
第 33 計算期間	2. 69
第 34 計算期間	0. 75
第 35 計算期間	△0. 42
第 36 計算期間	△0. 34
第 37 計算期間	0. 85
第 38 計算期間	0. 44
第 39 計算期間	1. 08
第 40 計算期間	0. 84
第 41 計算期間	2. 04
第 42 計算期間	2. 18
第 43 計算期間	△0. 20
第 44 計算期間	0. 67
第 45 計算期間	1. 83
第 46 計算期間	△0. 48
第 47 計算期間	0. 46
第 48 計算期間	0. 37
第 49 計算期間	4. 14
第 50 計算期間	△0. 62
第 51 計算期間	△0. 72
第 52 計算期間	0. 22
第 53 計算期間	△0. 33
第 54 計算期間	△0. 40
第 55 計算期間	6. 47
第 56 計算期間	△3. 11

第 57 計算期間	3. 50
第 58 計算期間	2. 77
第 59 計算期間	1. 88
第 60 計算期間	2. 35
第 61 計算期間	0. 72
第 62 計算期間	△3. 87
第 63 計算期間	△0. 61
第 64 計算期間	△4. 27
第 65 計算期間	3. 22
第 66 計算期間	△1. 75
第 67 計算期間	2. 19
第 68 計算期間	2. 91
第 69 計算期間	3. 06
第 70 計算期間	△0. 00
第 71 計算期間	2. 77
第 72 計算期間	2. 20
第 73 計算期間	△1. 38
第 74 計算期間	3. 18
第 75 計算期間	△0. 64
第 76 計算期間	3. 25
第 77 計算期間	1. 59
第 78 計算期間	1. 90
第 79 計算期間	0. 35
第 80 計算期間	2. 59
第 81 計算期間	1. 97
第 82 計算期間	0. 58
第 83 計算期間	△5. 49
第 84 計算期間	△0. 91
第 85 計算期間	3. 44

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	1, 129, 506, 510	—	1, 129, 506, 510
第 2 計算期間	2, 560, 707, 102	6, 972, 531	3, 683, 241, 081
第 3 計算期間	1, 728, 059, 479	7, 995, 387	5, 403, 305, 173
第 4 計算期間	934, 867, 918	68, 421, 751	6, 269, 751, 340
第 5 計算期間	235, 571, 595	10, 445, 251	6, 494, 877, 684
第 6 計算期間	170, 644, 863	15, 683, 489	6, 649, 839, 058
第 7 計算期間	82, 176, 402	14, 180, 660	6, 717, 834, 800

第 8 計算期間	146,439,363	7,902,561	6,856,371,602
第 9 計算期間	151,392,080	45,645,959	6,962,117,723
第 10 計算期間	136,614,899	27,229,892	7,071,502,730
第 11 計算期間	109,337,368	36,011,198	7,144,828,900
第 12 計算期間	59,356,506	27,120,788	7,177,064,618
第 13 計算期間	42,687,841	161,547,205	7,058,205,254
第 14 計算期間	102,662,705	509,685,926	6,651,182,033
第 15 計算期間	39,047,205	550,727,081	6,139,502,157
第 16 計算期間	8,285,153	389,332,989	5,758,454,321
第 17 計算期間	17,303,627	585,790,910	5,189,967,038
第 18 計算期間	34,633,419	408,102,946	4,816,497,511
第 19 計算期間	12,773,672	226,163,785	4,603,107,398
第 20 計算期間	16,031,873	153,018,834	4,466,120,437
第 21 計算期間	5,356,875	304,109,445	4,167,367,867
第 22 計算期間	4,273,742	199,115,933	3,972,525,676
第 23 計算期間	4,933,200	118,043,973	3,859,414,903
第 24 計算期間	1,180,083	106,768,636	3,753,826,350
第 25 計算期間	6,166,501	117,526,435	3,642,466,416
第 26 計算期間	986,982	249,093,425	3,394,359,973
第 27 計算期間	11,305,535	42,339,839	3,363,325,669
第 28 計算期間	19,358,825	167,102,394	3,215,582,100
第 29 計算期間	14,186,372	69,978,327	3,159,790,145
第 30 計算期間	633,453	136,072,241	3,024,351,357
第 31 計算期間	2,680,089	32,623,056	2,994,408,390
第 32 計算期間	1,357,685	26,929,706	2,968,836,369
第 33 計算期間	772,962	41,784,077	2,927,825,254
第 34 計算期間	750,046	49,224,590	2,879,350,710
第 35 計算期間	720,210	33,559,351	2,846,511,569
第 36 計算期間	727,358	152,471,549	2,694,767,378
第 37 計算期間	748,344	95,102,044	2,600,413,678
第 38 計算期間	841,354	104,937,329	2,496,317,703
第 39 計算期間	668,428	90,697,407	2,406,288,724
第 40 計算期間	511,523	35,115,035	2,371,685,212
第 41 計算期間	475,847	112,679,064	2,259,481,995
第 42 計算期間	431,395	77,365,166	2,182,548,224
第 43 計算期間	1,431,063	43,921,868	2,140,057,419
第 44 計算期間	2,558,261	59,060,873	2,083,554,807
第 45 計算期間	414,589	38,171,908	2,045,797,488
第 46 計算期間	9,923,753	32,721,004	2,023,000,237
第 47 計算期間	2,052,098	66,376,623	1,958,675,712
第 48 計算期間	60,923,931	35,631,798	1,983,967,845

第 49 計算期間	29, 292, 563	13, 234, 563	2, 000, 025, 845
第 50 計算期間	617, 424	158, 170, 607	1, 842, 472, 662
第 51 計算期間	862, 846	65, 247, 654	1, 778, 087, 854
第 52 計算期間	304, 235	68, 541, 818	1, 709, 850, 271
第 53 計算期間	15, 140, 701	52, 064, 923	1, 672, 926, 049
第 54 計算期間	319, 937	35, 341, 875	1, 637, 904, 111
第 55 計算期間	2, 279, 173, 639	59, 994, 050	3, 857, 083, 700
第 56 計算期間	74, 688, 380	37, 428, 066	3, 894, 344, 014
第 57 計算期間	220, 518, 340	3, 908, 793	4, 110, 953, 561
第 58 計算期間	203, 136, 366	16, 586, 818	4, 297, 503, 109
第 59 計算期間	56, 187, 316	22, 202, 620	4, 331, 487, 805
第 60 計算期間	895, 337, 265	83, 345, 469	5, 143, 479, 601
第 61 計算期間	613, 547, 290	83, 331, 733	5, 673, 695, 158
第 62 計算期間	515, 286, 752	14, 457, 548	6, 174, 524, 362
第 63 計算期間	404, 645, 482	90, 577, 020	6, 488, 592, 824
第 64 計算期間	512, 797, 676	8, 599, 210	6, 992, 791, 290
第 65 計算期間	414, 735, 629	33, 773, 349	7, 373, 753, 570
第 66 計算期間	362, 677, 449	38, 834, 884	7, 697, 596, 135
第 67 計算期間	477, 478, 505	72, 926, 118	8, 102, 148, 522
第 68 計算期間	430, 666, 129	36, 905, 187	8, 495, 909, 464
第 69 計算期間	1, 186, 319, 457	53, 931, 556	9, 628, 297, 365
第 70 計算期間	2, 121, 998, 153	78, 081, 478	11, 672, 214, 040
第 71 計算期間	714, 519, 890	135, 400, 513	12, 251, 333, 417
第 72 計算期間	1, 102, 106, 536	84, 750, 002	13, 268, 689, 951
第 73 計算期間	628, 631, 871	56, 011, 575	13, 841, 310, 247
第 74 計算期間	1, 547, 603, 746	155, 736, 216	15, 233, 177, 777
第 75 計算期間	2, 251, 966, 611	435, 399, 020	17, 049, 745, 368
第 76 計算期間	1, 151, 800, 288	24, 473, 480	18, 177, 072, 176
第 77 計算期間	844, 649, 959	217, 577, 900	18, 804, 144, 235
第 78 計算期間	1, 353, 802, 705	125, 575, 487	20, 032, 371, 453
第 79 計算期間	939, 409, 499	208, 178, 708	20, 763, 602, 244
第 80 計算期間	942, 601, 456	75, 461, 038	21, 630, 742, 662
第 81 計算期間	836, 323, 853	571, 852, 553	21, 895, 213, 962
第 82 計算期間	1, 034, 216, 378	208, 498, 625	22, 720, 931, 715
第 83 計算期間	953, 260, 250	270, 164, 205	23, 404, 027, 760
第 84 計算期間	397, 345, 622	172, 886, 440	23, 628, 486, 942
第 85 計算期間	932, 759, 880	103, 712, 696	24, 457, 534, 126

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年 2 回決算型）】

（１）【投資状況】

2024 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	41,956,703,103	97.74
親投資信託受益証券	日本	100,019	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	969,169,419	2.26
純資産総額		42,925,972,541	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2024 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ピムコ バミューダ インカム ファン ド A - クラス Y (USD)	3,582,980.6237	11,537.02	41,336,919,115	11,710	41,956,703,103	97.74
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	98,174	1.0187	100,009	1.0188	100,019	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.74
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2024 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額
--	-------	------

		(1 万口当たりの純資産価額)			
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日	(2017 年 10 月 20 日)	3, 421, 466, 042	3, 421, 466, 042	9, 989	9, 989
第 2 計算期間末日	(2018 年 4 月 20 日)	29, 061, 245, 933	29, 061, 245, 933	9, 497	9, 497
第 3 計算期間末日	(2018 年 10 月 22 日)	29, 041, 909, 847	29, 041, 909, 847	9, 903	9, 903
第 4 計算期間末日	(2019 年 4 月 22 日)	20, 013, 584, 029	20, 033, 086, 592	10, 262	10, 272
第 5 計算期間末日	(2019 年 10 月 21 日)	15, 675, 643, 492	15, 675, 643, 492	10, 184	10, 184
第 6 計算期間末日	(2020 年 4 月 20 日)	11, 987, 552, 803	11, 987, 552, 803	9, 636	9, 636
第 7 計算期間末日	(2020 年 10 月 20 日)	11, 159, 981, 563	11, 171, 022, 387	10, 108	10, 118
第 8 計算期間末日	(2021 年 4 月 20 日)	9, 209, 007, 685	9, 217, 566, 319	10, 760	10, 770
第 9 計算期間末日	(2021 年 10 月 20 日)	7, 917, 249, 108	7, 924, 121, 691	11, 520	11, 530
第 10 計算期間末日	(2022 年 4 月 20 日)	7, 218, 626, 780	7, 224, 627, 811	12, 029	12, 039
第 11 計算期間末日	(2022 年 10 月 20 日)	9, 172, 278, 606	9, 179, 328, 109	13, 011	13, 021
第 12 計算期間末日	(2023 年 4 月 20 日)	11, 336, 667, 638	11, 345, 865, 361	12, 326	12, 336
第 13 計算期間末日	(2023 年 10 月 20 日)	17, 076, 400, 751	17, 089, 021, 050	13, 531	13, 541
第 14 計算期間末日	(2024 年 4 月 22 日)	30, 167, 876, 312	30, 188, 162, 162	14, 871	14, 881
第 15 計算期間末日	(2024 年 10 月 21 日)	41, 549, 127, 633	41, 576, 560, 911	15, 146	15, 156
2023 年 10 月末日		17, 170, 890, 610	—	13, 505	—
11 月末日		18, 258, 909, 497	—	13, 919	—
12 月末日		22, 256, 247, 916	—	13, 678	—
2024 年 1 月末日		24, 408, 685, 397	—	14, 387	—
2 月末日		26, 184, 395, 326	—	14, 618	—
3 月末日		28, 971, 712, 179	—	14, 837	—
4 月末日		31, 165, 388, 953	—	15, 130	—
5 月末日		33, 756, 971, 384	—	15, 281	—
6 月末日		36, 905, 061, 476	—	15, 798	—
7 月末日		39, 035, 872, 649	—	15, 453	—
8 月末日		38, 671, 851, 826	—	14, 721	—
9 月末日		39, 445, 470, 128	—	14, 630	—
10 月末日		42, 925, 972, 541	—	15, 363	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	10 円
第 5 計算期間	0 円

第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	10 円
第 8 計算期間	10 円
第 9 計算期間	10 円
第 10 計算期間	10 円
第 11 計算期間	10 円
第 12 計算期間	10 円
第 13 計算期間	10 円
第 14 計算期間	10 円
第 15 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△0. 11
第 2 計算期間	△4. 92
第 3 計算期間	4. 27
第 4 計算期間	3. 72
第 5 計算期間	△0. 76
第 6 計算期間	△5. 38
第 7 計算期間	5. 00
第 8 計算期間	6. 54
第 9 計算期間	7. 15
第 10 計算期間	4. 50
第 11 計算期間	8. 24
第 12 計算期間	△5. 18
第 13 計算期間	9. 85
第 14 計算期間	9. 97
第 15 計算期間	1. 91

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	3, 444, 537, 168	19, 364, 592	3, 425, 172, 576
第 2 計算期間	27, 607, 975, 540	432, 382, 411	30, 600, 765, 705
第 3 計算期間	563, 479, 258	1, 838, 022, 326	29, 326, 222, 637
第 4 計算期間	709, 215, 918	10, 532, 875, 523	19, 502, 563, 032
第 5 計算期間	59, 754, 059	4, 169, 664, 189	15, 392, 652, 902
第 6 計算期間	332, 463, 478	3, 284, 912, 977	12, 440, 203, 403
第 7 計算期間	21, 769, 112	1, 421, 148, 155	11, 040, 824, 360

第 8 計算期間	48, 213, 320	2, 530, 402, 761	8, 558, 634, 919
第 9 計算期間	13, 157, 386	1, 699, 208, 426	6, 872, 583, 879
第 10 計算期間	130, 657, 964	1, 002, 210, 839	6, 001, 031, 004
第 11 計算期間	1, 792, 710, 298	744, 238, 133	7, 049, 503, 169
第 12 計算期間	2, 695, 171, 295	546, 951, 386	9, 197, 723, 078
第 13 計算期間	4, 606, 457, 009	1, 183, 880, 667	12, 620, 299, 420
第 14 計算期間	9, 283, 485, 713	1, 617, 934, 558	20, 285, 850, 575
第 15 計算期間	8, 494, 898, 823	1, 347, 471, 264	27, 433, 278, 134

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2024 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5, 460, 356, 015	100. 00
純資産総額		5, 460, 356, 015	100. 00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 3 0 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《 参考情報 》



運用実績

2024年10月31日現在

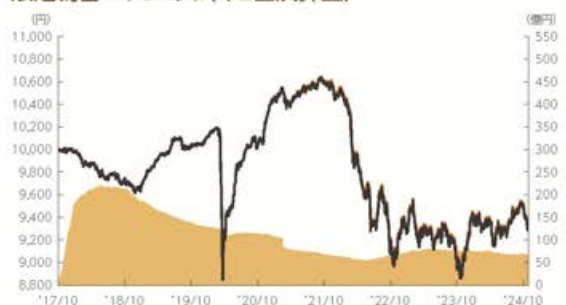
■基準価額・純資産の推移

2017年10月2日(設定日)～2024年10月31日

限定為替ヘッジあり(毎月決算型)



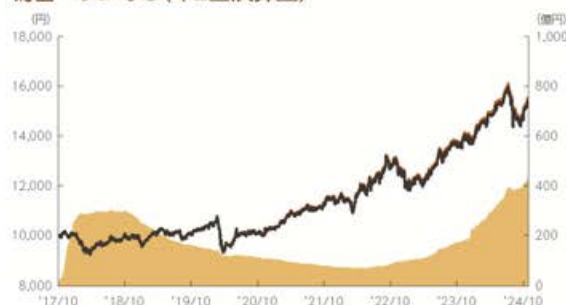
限定為替ヘッジあり(年2回決算型)



為替ヘッジなし(毎月決算型)



為替ヘッジなし(年2回決算型)



純資産総額【右目盛】 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 基準価額【左目盛】

- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

	限定為替ヘッジあり (毎月決算型)	為替ヘッジなし (毎月決算型)	限定為替ヘッジあり (年2回決算型)	為替ヘッジなし (年2回決算型)
基準価額	8,106円	13,101円	9,281円	15,363円
純資産総額	26.5億円	320.5億円	67.0億円	429.2億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

	限定為替ヘッジあり (毎月決算型)	為替ヘッジなし (毎月決算型)		限定為替ヘッジあり (年2回決算型)	為替ヘッジなし (年2回決算型)
2024年10月	15円	40円	2024年10月	0円	10円
2024年9月	15円	40円	2024年4月	0円	10円
2024年8月	15円	40円	2023年10月	0円	10円
2024年7月	15円	40円	2023年4月	0円	10円
2024年6月	15円	40円	2022年10月	0円	10円
2024年5月	15円	20円	2022年4月	0円	10円
直近1年間累計	180円	340円	設定来累計	20円	100円
設定来累計	1,245円	1,760円			

・分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

資産構成	限定為替ヘッジあり (毎月決算型)	為替ヘッジなし (毎月決算型)	限定為替ヘッジあり (年2回決算型)	為替ヘッジなし (年2回決算型)
外国投資信託	98.0%	97.9%	98.3%	97.7%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	2.0%	2.1%	1.7%	2.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 GNMA II TBA 4.0% DEC 30YR JMBO	4.0000%	2054/12/19	6.2%
2 GNMA II TBA 5.0% DEC 30YR JMBO	5.0000%	2054/12/19	5.9%
3 GNMA II TBA 4.5% DEC 30YR JMBO	4.5000%	2054/12/19	5.1%
4 GNMA II TBA 5.5% DEC 30YR JMBO	5.5000%	2054/12/19	4.0%
5 GNMA II TBA 4.0% NOV 30YR JMBO	4.0000%	2054/11/20	3.9%
6 GNMA II TBA 3.5% DEC 30YR JMBO	3.5000%	2054/12/19	3.6%
7 GNMA II TBA 3.0% DEC 30YR JMBO	3.0000%	2054/12/19	3.2%
8 FNMA TBA 5.5% DEC 30YR	5.5000%	2054/12/12	2.1%
9 GNMA II MULTPL SGL 30YR #MA9169M	4.5000%	2053/09/20	1.9%
10 FNMA TBA 3.5% DEC 30YR	3.5000%	2054/12/12	1.8%

- ・比率は、実質的な投資を行う外国投資信託の組入債券等の評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示

■年間収益率の推移

限定為替ヘッジあり(毎月決算型)



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2017年は設定日から年末までの、2024年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

限定為替ヘッジあり(年2回決算型)



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2017年は設定日から年末までの、2024年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

為替ヘッジなし(毎月決算型)



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2017年は設定日から年末までの、2024年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

為替ヘッジなし(年2回決算型)



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2017年は設定日から年末までの、2024年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売) 手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、各ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩スイッチング

各ファンドの間でスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。

また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。

詳しくは販売会社にご確認ください。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2027年10月20日まで(2017年10月2日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

「限定為替ヘッジあり(毎月決算型)」

「為替ヘッジなし(毎月決算型)」

毎月21日から翌月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

「限定為替ヘッジあり(年2回決算型)」

「為替ヘッジなし(年2回決算型)」

毎年4月21日から10月20日および10月21日から翌年4月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または

併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の процедуруを行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。
委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2024 年 4 月 23 日から 2024 年 10 月 21 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年12月25日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているビムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）の2024年4月23日から2024年10月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）の2024年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024 年 4 月 22 日現在]	当期 [2024 年 10 月 21 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,637,444	23,945,772
投資信託受益証券	2,376,299,350	2,658,968,216
親投資信託受益証券	3,020,260	100,009
未収入金	324,800,000	-
未収利息	66	141
流動資産合計	2,741,757,120	2,683,014,138
資産合計	2,741,757,120	2,683,014,138
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,447,977	4,895,420
未払解約金	332,899,781	-
未払受託者報酬	87,645	75,827
未払委託者報酬	4,820,398	4,170,487
その他未払費用	8,753	7,573
流動負債合計	342,264,554	9,149,307
負債合計	342,264,554	9,149,307
純資産の部		
元本等		
元本	2,965,318,174	3,263,613,668
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△565,825,608	△589,748,837
（分配準備積立金）	1,803,147	-
元本等合計	2,399,492,566	2,673,864,831
純資産合計	2,399,492,566	2,673,864,831
負債純資産合計	2,741,757,120	2,683,014,138

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	当期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
営業収益		
受取配当金	28,295,935	21,965,719
受取利息	2,508	20,662
有価証券売買等損益	116,239,458	48,904,640
営業収益合計	144,537,901	70,891,021

営業費用

支払利息	1,813	-
受託者報酬	526,913	391,202
委託者報酬	28,980,273	21,515,997
その他費用	52,628	39,056
営業費用合計	29,561,627	21,946,255
営業利益又は営業損失（△）	114,976,274	48,944,766
経常利益又は経常損失（△）	114,976,274	48,944,766
当期純利益又は当期純損失（△）	114,976,274	48,944,766
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,768,017	△751,895
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△855,661,549	△565,825,608
剰余金増加額又は欠損金減少額	250,603,696	93,362,989
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	250,603,696	93,362,989
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,305,530	140,446,772
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,305,530	140,446,772
分配金	33,206,516	26,536,107
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△565,825,608	△589,748,837

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年４月２０日および１０月２０日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は２０２４年４月２３日から２０２４年１０月２１日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年４月２２日現在]	当期 [2024年１０月２１日現在]
1. 期首元本額	4,095,352,970 円	2,965,318,174 円
期中追加設定元本額	271,505,166 円	822,196,948 円
期中一部解約元本額	1,401,539,962 円	523,901,454 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	565,825,608 円	589,748,837 円
3. 受益権の総数	2,965,318,174 口	3,263,613,668 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	当期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 運用に係る権限を委託するための費用	1. 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 74 期

2023 年 10 月 21 日

2023 年 11 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,888,714 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	344,287,298 円
分配準備積立金額	D	23,349,067 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	373,525,079 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,998,606,442 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	934 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,997,909 円

第 75 期

2023 年 11 月 21 日

2023 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,869,982 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	327,975,655 円
分配準備積立金額	D	21,881,281 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	356,726,918 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,806,114,292 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	937 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,709,171 円

第 76 期

2023 年 12 月 21 日

2024 年 1 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	331,261,282 円
分配準備積立金額	D	22,884,987 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	354,146,269 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,840,036,550 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	922 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,760,054 円

第 77 期

2024 年 1 月 23 日

2024 年 2 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	325,714,721 円
分配準備積立金額	D	16,517,454 円

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 80 期

2024 年 4 月 23 日

2024 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,675,409 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	252,658,065 円
分配準備積立金額	D	1,777,971 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	257,111,445 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,925,040,764 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	878 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,387,561 円

第 81 期

2024 年 5 月 21 日

2024 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	288,783 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	234,400,925 円
分配準備積立金額	D	59,942 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	234,749,650 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,713,565,803 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	865 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,070,348 円

第 82 期

2024 年 6 月 21 日

2024 年 7 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,493,027 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	232,600,623 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	235,093,650 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,736,163,891 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	859 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,104,245 円

第 83 期

2024 年 7 月 23 日

2024 年 8 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,156,669 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	233,516,244 円
分配準備積立金額	D	—円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	342, 232, 175 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 772, 203, 827 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	907 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	5, 658, 305 円
第 78 期		
2024 年 2 月 21 日		
2024 年 3 月 21 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 852, 229 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	324, 346, 874 円
分配準備積立金額	D	10, 728, 295 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	337, 927, 398 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 755, 400, 332 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	899 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	5, 633, 100 円
第 79 期		
2024 年 3 月 22 日		
2024 年 4 月 22 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	256, 136, 476 円
分配準備積立金額	D	6, 251, 124 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	262, 387, 600 円
当ファンドの期末残存口数	F	2, 965, 318, 174 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	884 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	4, 447, 977 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236, 672, 913 円
当ファンドの期末残存口数	F	2, 766, 093, 649 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	855 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	4, 149, 140 円
第 84 期		
2024 年 8 月 21 日		
2024 年 9 月 20 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3, 414, 424 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	276, 252, 677 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	279, 667, 101 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 286, 262, 649 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	851 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	4, 929, 393 円
第 85 期		
2024 年 9 月 21 日		
2024 年 10 月 21 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29, 310 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	272, 844, 169 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	272, 873, 479 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 263, 613, 668 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	836 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	4, 895, 420 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	当期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左
-------------------	---	----

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024年 4月 22日現在]	当期 [2024年 10月 21日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024年 4月 22日現在]	当期 [2024年 10月 21日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△49,627,432	△42,441,563
親投資信託受益証券	—	8
合計	△49,627,432	△42,441,555

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2024 年 4 月 22 日現在]	当期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.8092 円 (8,092 円)	0.8193 円 (8,193 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラス Y (J P Y)	357,148.18	2,658,968,216	
投資信託受益証券 合計		357,148.18	2,658,968,216	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	98,174	100,009	
親投資信託受益証券 合計		98,174	100,009	
合計		455,322.18	2,659,068,225	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月25日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）の2024年4月23日から2024年10月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）の2024年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	133,451,230	105,694,445
投資信託受益証券	7,110,216,461	6,615,919,709
親投資信託受益証券	6,796,800	100,009
未収入金	36,900,000	52,800,000
未収利息	236	623
流動資産合計	7,287,364,727	6,774,514,786
資産合計	7,287,364,727	6,774,514,786
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,426,233	3,694,403
未払受託者報酬	1,243,505	1,129,991
未払委託者報酬	68,392,711	62,149,594
その他未払費用	107,712	97,870
流動負債合計	83,170,161	67,071,858
負債合計	83,170,161	67,071,858
純資産の部		
元本等		
元本	7,860,894,756	7,150,325,566
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△656,700,190	△442,882,638
（分配準備積立金）	755,680,704	677,164,248
元本等合計	7,204,194,566	6,707,442,928
純資産合計	7,204,194,566	6,707,442,928
負債純資産合計	7,287,364,727	6,774,514,786

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 14 期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 15 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
営業収益		
受取配当金	66,379,134	62,091,927
受取利息	8,019	74,217
有価証券売買等損益	259,054,731	161,014,668
営業収益合計	325,441,884	223,180,812
営業費用		
支払利息	4,938	-
受託者報酬	1,243,505	1,129,991

委託者報酬	68,392,711	62,149,594
その他費用	107,712	97,870
営業費用合計	69,748,866	63,377,455
営業利益又は営業損失（△）	255,693,018	159,803,357
経常利益又は経常損失（△）	255,693,018	159,803,357
当期純利益又は当期純損失（△）	255,693,018	159,803,357
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	61,533,453	20,382,857
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△958,176,398	△656,700,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	170,425,351	106,466,977
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	170,425,351	106,466,977
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,108,708	32,069,925
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,108,708	32,069,925
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△656,700,190	△442,882,638

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年４月２０日および１０月２０日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は２０２４年４月２３日から２０２４年１０月２１日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1. 期首元本額	8,413,964,893 円	7,860,894,756 円
期中追加設定元本額	969,645,014 円	570,793,735 円
期中一部解約元本額	1,522,715,151 円	1,281,362,925 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	656,700,190 円	442,882,638 円
3. 受益権の総数	7,860,894,756 口	7,150,325,566 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 14 期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 15 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,741,118 円	費用控除後の配当等収益額	A	42,255,257 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	853,443,676 円	収益調整金額	C	829,221,653 円
分配準備積立金額	D	708,939,586 円	分配準備積立金額	D	634,908,991 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,609,124,380 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,506,385,901 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,860,894,756 口	当ファンドの期末残存口数	F	7,150,325,566 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,046 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,106 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 14 期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 15 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	206, 187, 477	142, 982, 066
親投資信託受益証券	—	58
合計	206, 187, 477	142, 982, 124

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1 口当たり純資産額	0. 9165 円	0. 9381 円
(1 万口当たり純資産額)	(9, 165 円)	(9, 381 円)

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラス	888, 639. 31	6, 615, 919, 709	

券	Y(J P Y)			
投資信託受益証券 合計		888,639.31	6,615,919,709	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	98,174	100,009	
親投資信託受益証券 合計		98,174	100,009	
合計		986,813.31	6,616,019,718	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月25日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の2024年4月23日から2024年10月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）の2024年10月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024 年 4 月 22 日現在]	当期 [2024 年 10 月 21 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	403,694,677	422,518,876
投資信託受益証券	26,439,285,121	31,327,523,485
親投資信託受益証券	13,289,427	100,009
未収利息	713	2,491
流動資産合計	26,856,269,938	31,750,144,861
資産合計	26,856,269,938	31,750,144,861
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,527,204	97,830,136
未払解約金	18,110,059	16,391,593
未払受託者報酬	758,933	863,533
未払委託者報酬	41,741,366	47,494,216
その他未払費用	75,884	86,342
流動負債合計	102,213,446	162,665,820
負債合計	102,213,446	162,665,820
純資産の部		
元本等		
元本	20,763,602,244	24,457,534,126
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,990,454,248	7,129,944,915
（分配準備積立金）	2,726,294,257	3,842,578,684
元本等合計	26,754,056,492	31,587,479,041
純資産合計	26,754,056,492	31,587,479,041
負債純資産合計	26,856,269,938	31,750,144,861

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	当期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
営業収益		
受取配当金	813,471,493	1,060,036,125
受取利息	22,823	269,204
有価証券売買等損益	1,501,477,349	△262,484,621
営業収益合計	2,314,971,665	797,820,708
営業費用		
支払利息	15,247	-
受託者報酬	3,665,983	4,867,090

委託者報酬	201,629,151	267,689,650
その他費用	366,546	486,647
営業費用合計	205,676,927	273,043,387
営業利益又は営業損失（△）	2,109,294,738	524,777,321
経常利益又は経常損失（△）	2,109,294,738	524,777,321
当期純利益又は当期純損失（△）	2,109,294,738	524,777,321
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,099,420	△3,474,911
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,529,244,967	5,990,454,248
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,849,901,343	1,561,039,590
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,849,901,343	1,561,039,590
剰余金減少額又は欠損金増加額	274,767,157	442,114,895
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	274,767,157	442,114,895
分配金	220,120,223	507,686,260
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,990,454,248	7,129,944,915

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年４月２０日および１０月２０日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は２０２４年４月２３日から２０２４年１０月２１日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年４月２２日現在]	当期 [2024年１０月２１日現在]
1. 期首元本額	13,841,310,247 円	20,763,602,244 円
期中追加設定元本額	8,089,232,808 円	5,096,507,439 円
期中一部解約元本額	1,166,940,811 円	1,402,575,557 円
2. 受益権の総数	20,763,602,244 口	24,457,534,126 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	当期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第 74 期 2023 年 10 月 21 日 2023 年 11 月 20 日	2. 分配金の計算過程 第 80 期 2024 年 4 月 23 日 2024 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	113,859,010 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	143,720,562 円
収益調整金額	C	3,064,201,835 円
分配準備積立金額	D	1,224,870,328 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,546,651,735 円
当ファンドの期末残存口数	F	15,233,177,777 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,984 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,466,355 円

第 75 期

2023 年 11 月 21 日

2023 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	108,722,175 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,649,997,468 円
分配準備積立金額	D	1,411,435,969 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,170,155,612 円
当ファンドの期末残存口数	F	17,049,745,368 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,032 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,099,490 円

第 76 期

2023 年 12 月 21 日

2024 年 1 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126,388,709 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	362,924,690 円
収益調整金額	C	3,994,255,049 円
分配準備積立金額	D	1,483,996,929 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,967,565,377 円
当ファンドの期末残存口数	F	18,177,072,176 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,283 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,354,144 円

第 77 期

2024 年 1 月 23 日

2024 年 2 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	114,279,074 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	253,942,513 円
収益調整金額	C	4,222,769,534 円
分配準備積立金額	D	1,914,352,415 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,505,343,536 円
当ファンドの期末残存口数	F	18,804,144,235 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,459 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,608,288 円

第 78 期

2024 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	153,622,089 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	532,298,444 円
収益調整金額	C	5,291,584,158 円
分配準備積立金額	D	2,716,613,751 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,694,118,442 円
当ファンドの期末残存口数	F	21,630,742,662 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,019 円
1 万円当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	43,261,485 円

第 81 期

2024 年 5 月 21 日

2024 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	165,781,689 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	398,959,712 円
収益調整金額	C	5,485,350,494 円
分配準備積立金額	D	3,272,394,720 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,322,486,615 円
当ファンドの期末残存口数	F	21,895,213,962 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,257 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	87,580,855 円

第 82 期

2024 年 6 月 21 日

2024 年 7 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	141,047,822 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	18,281,258 円
収益調整金額	C	5,870,667,871 円
分配準備積立金額	D	3,714,607,837 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,744,604,788 円
当ファンドの期末残存口数	F	22,720,931,715 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,288 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	90,883,726 円

第 83 期

2024 年 7 月 23 日

2024 年 8 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	135,832,993 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,206,207,095 円
分配準備積立金額	D	3,738,643,343 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,080,683,431 円
当ファンドの期末残存口数	F	23,404,027,760 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,307 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	93,616,111 円

第 84 期

2024 年 8 月 21 日

2024 年 3 月 21 日			2024 年 9 月 20 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	129,651,194 円	費用控除後の配当等収益額	A	125,150,744 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	359,452,353 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,662,939,223 円	収益調整金額	C	6,330,306,818 円
分配準備積立金額	D	2,230,430,466 円	分配準備積立金額	D	3,753,155,389 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,382,473,236 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,208,612,951 円
当ファンドの期末残存口数	F	20,032,371,453 口	当ファンドの期末残存口数	F	23,628,486,942 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,685 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,320 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円	1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,064,742 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	94,513,947 円
第 79 期			第 85 期		
2024 年 3 月 22 日			2024 年 9 月 21 日		
2024 年 4 月 22 日			2024 年 10 月 21 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	115,904,501 円	費用控除後の配当等収益額	A	172,851,134 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,960,302,506 円	収益調整金額	C	6,701,798,132 円
分配準備積立金額	D	2,651,916,960 円	分配準備積立金額	D	3,767,557,686 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,728,123,967 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,642,206,952 円
当ファンドの期末残存口数	F	20,763,602,244 口	当ファンドの期末残存口数	F	24,457,534,126 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,721 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,351 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円	1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,527,204 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	97,830,136 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	当期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング	同左

	等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	
--	--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024 年 4 月 22 日現在]	当期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024 年 4 月 22 日現在]	当期 [2024 年 10 月 21 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△22,163,645	914,932,877
親投資信託受益証券	—	8
合計	△22,163,645	914,932,885

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2024 年 4 月 22 日現在]	当期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1口当たり純資産額	1.2885 円	1.2915 円

(1 万口当たり純資産額)	(12, 885 円)	(12, 915 円)
---------------	-------------	-------------

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラス Y (U S D)	2, 715, 395. 98	31, 327, 523, 485	
投資信託受益証券 合計		2, 715, 395. 98	31, 327, 523, 485	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	98, 174	100, 009	
親投資信託受益証券 合計		98, 174	100, 009	
合計		2, 813, 569. 98	31, 327, 623, 494	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月25日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年2回決算型）の2024年4月23日から2024年10月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年2回決算型）の2024年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	579,913,875	774,367,362
投資信託受益証券	29,846,760,306	41,154,687,531
親投資信託受益証券	22,255,955	100,009
未収利息	1,025	4,565
流動資産合計	30,448,931,161	41,929,159,467
資産合計	30,448,931,161	41,929,159,467
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,285,850	27,433,278
未払解約金	43,765,970	12,934,553
未払受託者報酬	3,869,073	6,056,051
未払委託者報酬	212,798,699	333,083,153
その他未払費用	335,257	524,799
流動負債合計	281,054,849	380,031,834
負債合計	281,054,849	380,031,834
純資産の部		
元本等		
元本	20,285,850,575	27,433,278,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,882,025,737	14,115,849,499
（分配準備積立金）	4,024,788,664	4,744,782,207
元本等合計	30,167,876,312	41,549,127,633
純資産合計	30,167,876,312	41,549,127,633
負債純資産合計	30,448,931,161	41,929,159,467

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 14 期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 15 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
営業収益		
受取配当金	858,929,332	1,325,529,708
受取利息	40,961	493,404
有価証券売買等損益	1,593,931,363	△500,091,544
営業収益合計	2,452,901,656	825,931,568
営業費用		
支払利息	19,760	-
受託者報酬	3,869,073	6,056,051

委託者報酬	212,798,699	333,083,153
その他費用	335,257	524,799
営業費用合計	217,022,789	339,664,003
営業利益又は営業損失（△）	2,235,878,867	486,267,565
経常利益又は経常損失（△）	2,235,878,867	486,267,565
当期純利益又は当期純損失（△）	2,235,878,867	486,267,565
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	117,922,586	6,890,937
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,456,101,331	9,882,025,737
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,921,395,360	4,450,714,461
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,921,395,360	4,450,714,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	593,141,385	668,834,049
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	593,141,385	668,834,049
分配金	20,285,850	27,433,278
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,882,025,737	14,115,849,499

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年４月２０日および１０月２０日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は２０２４年４月２３日から２０２４年１０月２１日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1. 期首元本額	12,620,299,420 円	20,285,850,575 円
期中追加設定元本額	9,283,485,713 円	8,494,898,823 円
期中一部解約元本額	1,617,934,558 円	1,347,471,264 円
2. 受益権の総数	20,285,850,575 口	27,433,278,134 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 14 期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 15 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日												
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>752,892,469 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	752,892,469 円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>960,620,155 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	960,620,155 円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	752,892,469 円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	960,620,155 円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,363,405,854 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,269,451,106 円	収益調整金額	C	10,247,867,823 円
分配準備積立金額	D	1,928,776,191 円	分配準備積立金額	D	3,811,595,330 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,314,525,620 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,020,083,308 円
当ファンドの期末残存口数	F	20,285,850,575 口	当ファンドの期末残存口数	F	27,433,278,134 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,084 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,475 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円	1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,285,850 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,433,278 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 14 期 自 2023 年 10 月 21 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 15 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	(1) 有価証券 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1, 575, 839, 232	△504, 897, 082
親投資信託受益証券	—	58
合計	1, 575, 839, 232	△504, 897, 024

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 14 期 [2024 年 4 月 22 日現在]	第 15 期 [2024 年 10 月 21 日現在]
1 口当たり純資産額	1. 4871 円	1. 5146 円
(1 万口当たり純資産額)	(14, 871 円)	(15, 146 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ パミューダ インカム ファンド A - クラス Y (USD)	3, 567, 191. 43	41, 154, 687, 531	
投資信託受益証券 合計		3, 567, 191. 43	41, 154, 687, 531	

親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	98,174	100,009	
親投資信託受益証券 合計		98,174	100,009	
合計		3,665,365.43	41,154,787,540	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年10月21日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,017,094,020
現先取引勘定	4,399,953,972
未収利息	5,996
流動資産合計	5,417,053,988
資産合計	5,417,053,988
負債の部	
流動負債	
未払解約金	327
流動負債合計	327
負債合計	327
純資産の部	
元本等	
元本	5,317,453,148
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	99,600,513
元本等合計	5,417,053,661
純資産合計	5,417,053,661
負債純資産合計	5,417,053,988

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024 年 10 月 21 日現在]
1. 期首	2024 年 4 月 23 日
期首元本額	3,789,465,838 円
期中追加設定元本額	1,879,403,526 円
期中一部解約元本額	351,416,216 円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	1,188,387,520 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	28,329,724 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	74,308 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	1,330,439 円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	7,489,236 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	2,515,903 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	4,289,171 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	30,651 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	60,179 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	20,650 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース> (年2回分配型)	20,635 円

PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	98,173 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	44,142 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型)	9,822 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	20,065,954 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	98,174 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	98,174 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	98,174 円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	98,174 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (毎月分配型)	98,174 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (毎月分配型)	98,174 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	98,223 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	98,222 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	98,222 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	98,222 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型)	98,174 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	98,174 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	98,174 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	98,174 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (毎月分配型)	98,174 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型)	98,222 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	98,222 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	3,106,255,938 円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型)	89,287 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型)	98,174 円

テンプレート新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	98,174 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	98,174 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	98,174 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	98,174 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	560,766,928 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型)	983 円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983 円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821 円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型)	39,351 円
三菱UFJ/マッコーリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	97,104 円
マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	279,199,989 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型)	98,174 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし)	98,174 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり)	98,174 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	11,962,371 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	101,472,627 円
合計	5,317,453,148 円
2. 受益権の総数	5,317,453,148 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024 年 10 月 21 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024 年 10 月 21 日現在]
1口当たり純資産額	1.0187 円
(1万口当たり純資産額)	(10,187 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2024 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2, 651, 369, 913
II 負債総額	1, 347, 937
III 純資産総額 (I - II)	2, 650, 021, 976
IV 発行済口数	3, 269, 292, 785口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0. 8106
(10, 000 口当たり)	(8, 106)

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)】

【純資産額計算書】

2024 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	6, 704, 569, 332
II 負債総額	3, 561, 509
III 純資産総額 (I - II)	6, 701, 007, 823
IV 発行済口数	7, 220, 039, 834口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0. 9281
(10, 000 口当たり)	(9, 281)

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)】

【純資産額計算書】

2024 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	32, 070, 210, 162
II 負債総額	17, 582, 865
III 純資産総額 (I - II)	32, 052, 627, 297
IV 発行済口数	24, 466, 485, 663口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1. 3101
(10, 000 口当たり)	(13, 101)

【ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)】

【純資産額計算書】

2024 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	42, 959, 953, 452
--------	-------------------

Ⅱ 負債総額	33,980,911
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	42,925,972,541
Ⅳ 発行済口数	27,941,213,358口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5363
（10,000口当たり）	（15,363）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2024年10月31日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	5,460,356,344
Ⅱ 負債総額	329
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,460,356,015
Ⅳ 発行済口数	5,359,660,529口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0188
（10,000口当たり）	（10,188）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない

場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2024 年 10 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近 5 年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか

どうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024 年 10 月 31 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	817	38,739,443
追加型公社債投資信託	16	1,502,634
単位型株式投資信託	87	388,919
単位型公社債投資信託	46	113,971
合 計	966	40,744,968

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第 282 条及び第 306 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期事業年度に係る中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 7 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 信 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 嶋 大 士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 3 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	見	将	史
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	嶋	大	士
--------------------	-------	---	---	---	---

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	※2 6,139,595	※2 7,523,485
その他未払金	※2 955,697	※2 885,002
未払費用	※2 5,778,896	※2 8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672, 279	1, 937, 598
評価・換算差額等合計	672, 279	1, 937, 598
純資産合計	88, 013, 413	96, 247, 820
負債純資産合計	107, 005, 691	121, 799, 022

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104
営業費用		
支払手数料	※4 31,461,274	※4 34,494,219
広告宣伝費	798,894	593,586
公告費	375	1,017
調査費		
調査費	2,849,042	3,537,103
委託調査費	19,236,505	27,296,058
事務委託費	1,751,807	1,861,577
営業雑経費		
通信費	113,480	137,737
印刷費	367,379	390,143
協会費	58,128	68,869
諸会費	18,447	20,108
事務機器関連費	2,238,382	2,531,009
その他営業雑経費	-	139,012
営業費用合計	58,893,717	71,070,444
一般管理費		
給料		
役員報酬	416,461	400,592
給料・手当	6,565,766	7,202,711
賞与引当金繰入	849,840	1,182,242
役員賞与引当金繰入	154,872	175,992
福利厚生費	1,279,885	1,424,215
交際費	8,942	10,054
旅費交通費	75,274	108,782
租税公課	403,955	397,138
不動産賃借料	719,707	728,550
退職給付費用	388,176	381,449
固定資産減価償却費	2,418,341	2,469,755
諸経費	444,313	490,104
一般管理費合計	13,725,534	14,971,590
営業利益	14,263,207	15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	47,353	54,618
受取利息	※4 10,279	※4 12,836
投資有価証券償還益	609,102	204,527
収益分配金等時効完成分	94,351	17,722
受取賃貸料	※4 65,808	※4 162,111
その他	36,894	44,734
営業外収益合計	863,788	496,550
営業外費用		
投資有価証券償還損	32,995	234,700
時効後支払損引当金繰入	31,951	-
事務過誤費	2,680	10,822
賃貸関連費用	14,262	108,773
その他	32,394	25,903
営業外費用合計	114,284	380,199
経常利益	15,012,711	15,975,421
特別利益		
投資有価証券売却益	387,113	464,927
固定資産売却益	-	※1 16,229
資産除去債務履行差額	-	87,050
特別利益合計	387,113	568,207
特別損失		
投資有価証券売却損	15,828	57,011
投資有価証券評価損	104,554	31,651
固定資産除却損	※3 32,791	※3 20,246
固定資産売却損	-	※2 65,427
減損損失	※5 315,350	-
企業結合関連費用	-	※6 1,187,136
特別損失合計	468,524	1,361,473
税引前当期純利益	14,931,300	15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4 4,860,444	※4 4,542,085
法人税等調整額	△271,471	102,468
法人税等合計	4,588,973	4,644,553
当期純利益	10,342,327	10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自2022年4月1日至2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342, 589	6, 998, 000	29, 000, 498	36, 341, 088	83, 073, 932
当期変動額					
剰余金の配当			△6, 075, 125	△6, 075, 125	△6, 075, 125
当期純利益			10, 342, 327	10, 342, 327	10, 342, 327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4, 267, 201	4, 267, 201	4, 267, 201
当期末残高	342, 589	6, 998, 000	33, 267, 700	40, 608, 289	87, 341, 133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342, 589	6, 998, 000	33, 267, 700	40, 608, 289	87, 341, 133
当期変動額					
企業結合による増加			1, 602, 526	1, 602, 526	1, 602, 526
剰余金の配当			△5, 171, 039	△5, 171, 039	△5, 171, 039
当期純利益			10, 537, 601	10, 537, 601	10, 537, 601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6, 969, 087	6, 969, 087	6, 969, 087
当期末残高	342, 589	6, 998, 000	40, 236, 787	47, 577, 377	94, 310, 221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672, 279	672, 279	88, 013, 413
当期変動額			
企業結合による増加			1, 602, 526
剰余金の配当			△5, 171, 039
当期純利益			10, 537, 601
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1, 265, 319	1, 265, 319	1, 265, 319
当期変動額合計	1, 265, 319	1, 265, 319	8, 234, 406
当期末残高	1, 937, 598	1, 937, 598	96, 247, 820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 1 株当たり配当額 28,713 円
- ③ 基準日 2022 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 2022 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 24,440 円
- ④ 基準日 2023 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2023 年 6 月 29 日

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039 千円
- ② 1 株当たり配当額 24,440 円
- ③ 基準日 2023 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 2023 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 216,218 円
- ④ 基準日 2024 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2024 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

- レベル 1 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル 2 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル 3 の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	1, 579, 691	—	1, 579, 691
金銭の信託	—	10, 400, 000	—	10, 400, 000
投資有価証券	1, 794, 704	10, 227, 661	—	12, 022, 365
資産計	1, 794, 704	22, 207, 352	—	24, 002, 056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	15, 283	—	15, 283
金銭の信託	—	10, 500, 500	—	10, 500, 500
投資有価証券	2, 014, 968	11, 773, 103	—	13, 788, 071
資産計	2, 014, 968	22, 288, 887	—	24, 303, 855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在) 及び第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)

関連会社株式 (貸借対照表計上額は 159, 536 千円) は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 10,400,000 千円、取得原価は 10,400,000 千円)を含めております。

第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 10,500,500 千円、取得原価は 10,500,000 千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日) 及び第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日) 及び第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注 1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円
						役員の兼任				

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注 4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	415,979.76 円	454,898.22 円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17 円	49,804.10 円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)			
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			28,443
有価証券			7
前払費用			812
未収入金			145
未収委託者報酬			23,384
未収収益			1,003
金銭の信託			1,999
その他			324
流動資産合計			56,120
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1		2,853
器具備品	※1		1,306
土地			628
建設仮勘定			193
有形固定資産合計			4,981
無形固定資産			
ソフトウェア			3,983
ソフトウェア仮勘定			1,356
無形固定資産合計			5,340
投資その他の資産			
投資有価証券			12,099
関係会社株式			159
投資不動産	※1		1,750
長期差入保証金			690
前払年金費用			14
繰延税金資産			1,692
その他			45
貸倒引当金			△23
投資その他の資産合計			16,428
固定資産合計			26,750
資産合計			82,871

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	943
未払金	
未払収益分配金	114
未払償還金	151
未払手数料	8,340
その他未払金	679
未払費用	8,675
未払消費税等	※2 845
未払法人税等	2,907
賞与引当金	1,176
役員賞与引当金	115
その他	9
流動負債合計	23,958

固定負債

退職給付引当金	1,644
役員退職慰労引当金	25
時効後支払損引当金	249
資産除去債務	1,436
その他	29
固定負債合計	3,384

負債合計

27,343

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732

利益剰余金

利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,910
利益剰余金合計	7,253

株主資本合計

53,986

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1, 542
評価・換算差額等合計	1, 542
純資産合計	55, 528
負債純資産合計	82, 871

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	56,145
投資顧問料	1,713
その他営業収益	2
営業収益合計	57,862
営業費用	
支払手数料	19,522
広告宣伝費	203
公告費	0
調査費	
調査費	2,206
委託調査費	15,946
事務委託費	1,042
営業雑経費	
通信費	80
印刷費	215
協会費	41
諸会費	11
事務機器関連費	1,405
営業費用合計	40,676
一般管理費	
給料	
役員報酬	232
給料・手当	3,459
賞与引当金繰入	1,089
役員賞与引当金繰入	115
福利厚生費	725
交際費	4
旅費交通費	60
租税公課	281
不動産賃借料	325
退職給付費用	189
固定資産減価償却費	※1 1,218
諸経費	524
一般管理費合計	8,224
営業利益	8,960

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間

(自 2024 年 4 月 1 日

至 2024 年 9 月 30 日)

営業外収益		
受取配当金		49
受取利息		4
投資有価証券償還益		22
収益分配金等時効完成分		3
受取賃貸料		112
その他		3
営業外収益合計		195
営業外費用		
投資有価証券償却損		6
時効後支払損引当金繰入		19
事務過誤費		7
賃貸関連費用	※1	94
その他		10
営業外費用合計		137
経常利益		9,017
特別利益		
投資有価証券売却益		497
特別利益合計		497
特別損失		
投資有価証券売却損		58
固定資産除却損		18
固定資産売却損		3
減損損失	※2	1,306
事業譲渡関連損失		285
特別損失合計		1,672
税引前中間純利益		7,842
法人税、住民税及び事業税		2,847
法人税等調整額		△428
法人税等合計		2,418
中間純利益		5,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6, 998	40, 236	47, 577	94, 310
当中間期変動額					
剰余金の配当			△45, 747	△45, 747	△45, 747
中間純利益			5, 423	5, 423	5, 423
別途積立金の取崩		△6, 998	6, 998	—	—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△6, 998	△33, 326	△40, 324	△40, 324
当中間期末残高	342	—	6, 910	7, 253	53, 986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当中間期変動額			
剰余金の配当			△45,747
中間純利益			5,423
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△395	△395	△395
当中間期変動額合計	△395	△395	△40,719
当中間期末残高	1,542	1,542	55,528

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)	
建物	590 百万円
器具備品	1,894 百万円
投資不動産	249 百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	331 百万円
無形固定資産	886 百万円
投資不動産	38 百万円

※2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区 (本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306 百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 45,747 百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 216,218 円 |
| ④ 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2024 年 6 月 27 日 |

(リース取引関係)

第 40 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	681 百万円
1 年超	510 百万円
合 計	1,192 百万円

(金融商品関係)

第 40 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	7	7	—
(2) 金銭の信託	1,999	1,999	—
(3) 投資有価証券	12,099	12,099	—
資産計	14,106	14,106	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	7	—	7
金銭の信託	—	1,999	—	1,999
投資有価証券	2,686	9,412	—	12,099
資産計	2,686	11,419	—	14,106

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,113	7,534	2,578
	小 計	10,113	7,534	2,578
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,993	4,349	△355
	小 計	3,993	4,349	△355
合 計		14,106	11,883	2,222

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 1,999 百万円、取得価額 2,000 百万円）を含めております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
期首残高	1,428 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—
時の経過による調整額	7 百万円
中間期末残高	1,436 百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	262,445.12 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (百万円)	55,528
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	55,528
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	25,633.62 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (百万円)	5,423
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (百万円)	5,423
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。) または子法人等 (委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(J P Y)の投資信託証券への投資を通じて、主として世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④原則として、投資する外国投資信託においては、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減をはかります。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年10月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第19条、第21条、第22条第3項第3号、第25条、第26条および第28条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として、毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国に

において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2017年10月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができ

ます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものと

し、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2017年10月 2 日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(J P Y)」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(年2回決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)」

追加型証券投資信託

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(J P Y)の投資信託証券への投資を通じて、主として世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④原則として、投資する外国投資信託においては、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減をはかります。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年10月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第19条、第21条、第22条第3項第3号、第25条、第26条および第28条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として、毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国に

において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から10月20日まで、および10月21日から翌年4月

20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2017年10月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができ

ます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものと

し、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2017年10月 2 日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(J P Y)」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(年2回決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)」

追加型証券投資信託

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）

約 款

三菱UF J アセットマネジメント株式会社

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY (USD)の投資信託証券への投資を通じて、主として世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年10月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第19条、第21条、第22条第3項第3号、第25条、第26条および第28条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として、毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国に

において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2017年10月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができ

ます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものと

し、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2017年10月 2 日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(年2回決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)」

追加型証券投資信託

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年2回決算型）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY (USD)の投資信託証券への投資を通じて、主として世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年2回決算型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年10月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第19条、第21条、第22条第3項第3号、第25条、第26条および第28条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として、毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国に

において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から10月20日まで、および10月21日から翌年4月

20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2017年10月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができ

ます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものと

し、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2017年10月 2 日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)」

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>
(年2回決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)」

追加型証券投資信託「ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)」

